

第五十一回国会
衆議院
大蔵

委員 会
議 録 第 二 号

昭和四十年十二月二十二日(水曜日)

午後零時二十八分開議

出席委員

委員長 吉田 重延君

理事 天野 公義君

理事 原田 憲君

理事 山中 貞則君

理事 武藤 山治君

理事 岩動 道行君

理事 奥野 誠亮君

理事 木村 剛輔君

理事 小山 省二君

理事 田澤 吉郎君

理事 地崎 三郎君

理事 福田 繁芳君

理事 村山 達雄君

理事 森下 元晴君

理事 渡辺 美智雄君

理事 佐藤 次郎君

理事 日野 吉夫君

理事 平林 剛君

理事 横山 利秋君

理事 竹本 孫一君

出席國務大臣

大蔵 大臣 福田 赳夫君

出席政府委員

内閣法制局参事

(第三部長) 荒井 勇君

人事院事務官

(給与局長) 瀧本 忠男君

大蔵政務次官

藤井 勝志君

大蔵事務官

(主計局長) 谷村 裕君

大蔵事務官

(主計局次長) 鳩山 威一郎君

金子 一平君

秀男君

輝武君

大泉 寛三君

押谷 富三君

木村 武千代君

齋藤 邦吉君

谷川 和穂君

西岡 武夫君

藤枝 泉介君

毛利 松平君

渡辺 栄一君

岡 良一君

只松 祐治君

平岡 忠次郎君

米内 山義一郎君

春日 一幸君

委員外の出席者

総務府事務官

(経済企画庁調

整局参事官)

田中 弘一君

大蔵事務官

(大臣官房財務

調査官)

青山 俊君

大蔵事務官

(主計局法規課

長)

赤羽 桂君

自治事務官

(財政局交付税

課長)

横手 正君

専門員

拔井 光三君

同日

委員森下元晴君辞任につき、その補欠として砂

田重民君が議長の名で委員に選任された。

十二月二十二日

委員砂田重民君辞任につき、その補欠として森

下元晴君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員森下元晴君辞任につき、その補欠として砂

田重民君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関

する法律案(内閣提出第七号)

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるた

めの一般会計からの繰入金に関する法律案(内

閣提出第八号)

○吉田委員長 これより会議を開きます。

昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関

する法律案及び農業共済再保険特別会計の歳入不

足をうめるための一般会計からの繰入金に関する

法律案の両案を一括議題とし、審査を進めます。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

すので、順次これを許します。武藤山治君。

○武藤委員 私は、大蔵大臣に財政特例法に関し

まして、社会党を代表してまず御質問をいたした

と思います。その前に、大臣に要望しておき

たいのであります。

【委員長退席、金子(一)委員長代理着席】

今回の法案は、戦後二十年間にわたる日本の均

衡財政主義というものを大転換をする公債発行と

いう、重大な転換を迎えた財政の転換であります

から、大臣の出席を十分求めて、大臣から答

弁を求めるといふ基本的な態度を私たち社会党は

立てましたので、ひとつ大臣にはできる限り大蔵

委員会の審議に協力を願いたい、こうお願いを申

し上げておきます。

まず最初に、今回二千五百九十億円の財源不足

を公債でまかなう、これも国民の目にも見られる

ば、国債を発行する突破口にこの現実が活用され

る、こういう点から、政府並びに大蔵省の非常な

無能ぶりと申しますか、公債を発行しないので何ら

かの切り抜ける方法を怠ったのではないだろうか

か、こういう批判があるのであります。一体、

どうしても国債を発行しなければ四十年年度の財源

を見出すことはできなかったのかどうか、その辺

の経過と、検討した状況についてひとつ大臣から

まずお答えを願いたいと思います。

○福田(起)國務大臣 今年度は予算の実施の途

中におきまして二千六百億円の財源欠陥が生

ずることが明らかになったわけであります。これ

にどういふふうに対処すべきかということござ

います。今日経済界が未曾有の不況状態にあ

る、そういうことを考えますときに、財政の規模

を縮小する、つまり、歳入の節減をやつてこれに

対処するということは、経済の実情から見て適切

でない。それじゃここで増税をするかということ

になるわけでありまして、税の負担感というも

のが、今日しばしば申し上げているように、わが

日本国民には非常に重いというふうな認識をいた

しておるわけでありまして、したがって、増税を

もつて対処するということもできない。臨時緊急

の措置として財政法に特例を設けて、今回は

公債財源をもつてこれを支弁するということが最

も適切である、かように判断をいたしましたわけであ

ります。

○武藤委員 そういたしますと、今回の国債発行

は、財政法第四条に規定する公共事業費もしくは

出資金、貸し付け金、そういう科目に支出をする

ための公債ではない。そういたしますと、これは

たとえ国会の議決を経たにしても、財政法違反で

はございませんか。財政法に違反するのではない

かと考えますが、大臣の見解はいかがございま

すか。

○福田(起)國務大臣 これを黙って公債を出す

というふうなことをいたしますれば、これは財政法

に違反をするわけであります。財政法第四条にい

うところの公債ではないのであります。臨時緊急

の措置として税収欠陥補てんのための公債であ

る、こういうことでありますから、そういうこ

とを率直に認めまして、特に特例法をもつて御審

議をお願いする、かように考えておるのでありま

す。

○武藤委員 特例法を設けるその考え方が、

財政法第四条の公共事業費もしくは出資金、貸し

付け金ならば、国会の議決を経て公債を発行でき

るのであります。特別法をつくれれば、その四条

の精神から全くはみ出てしまつて、一般財源の国債発行というものが許されるのかどうか、そういう点を、基本の法律があるにもかかわらず、法律の精神に反する特例法というものは財政法の精神を全くじゅうりんすると思いますが、大臣いかがでございますか。

○福田(起)國務大臣 財政法とはそれ違ふものですからこそ、特に特例法の御審議をお願いする、こういうことであります。

○武蔵委員 そういふ窮余の一策としてやるとすれば、どうしても税収が確保できないという場合には、財政法はあつてないにひとしい。特例法をつくらば、大蔵省の都合のいいように、あるいは政府の都合のいいように、国債発行でもどんどこう簡単にやれるんだ、こういう考え方は財政法を無視してしまふ結果になると私は思います。こういう方法をとるといふことは、まことに私は許され得ない財政法の侵犯であると思いますが、その点、もう一回ひとつ確認しておきたいと思ひます。

○福田(起)國務大臣 この事態をどういふふうに切り抜けるか、歳出の節減もなかなか妥当でない、それから増税もできない、それじゃ借り入れ金または公債をもつてするほかはないじゃないか、こういうことになるのですが、そこで財政法第四條というものがあつた。いま昭和四十年年度予算には貸し付け金もあつた。また出資金もあるわけでありまふ。公共事業費は六千数百億圓あるわけでありまふ。ですから、それを見合ひにこの際公債を出すというたてまえをとつて、財政法第四條のつとめた公債だといふ解釈をとるべきだといふ意見もあつたわけだ。しかし、私は率直に考えまして、今度出す公債といふものは、積極的な意味におきまして、公共事業をやるとか、あるいは出資金、貸し付け金をやるといふような意味は率直に表現いたしますと、どこまでも税収の落ち込みに対する措置としてのものであります。でありますから、財政法第四條には当たらない。

い、その当たらないものをこじつけて、それで財政法第四條に該当するのだというふうなことは、私は民主国会のあり方として適當でない、こういうふうな考えまして、特に特例法を制定してその御審議をお願いする。何も政府がかつてにやつてゐるわけじゃない、御審議をお願いするということでありまふ。

○武蔵委員 私が言つておるのは、大蔵省部内にはかつて第四條の規定に該当する国債でいふ意見があつたかもしれない。それは私が質問しておるところではない。私が言わんとおるのは、戦後国債が発行できないように、できるだけ均衡健全財政でいこうといふたてまえをとらして、それを堅持してきたといふのは、国債発行をできるだけしないことが望ましいのだ、その財政法の規定を全く飛び出で、土俵から飛び出でしまつたわけですから、今度の特例法のように財政法を全く飛び越えた処理のしかたといふものは、財政法の精神を全く無視し、じゅうりんしてゐる、こういうことは弁解の余地がないのではないだらうか。財政法の中でやるならまた別ですよ。しかし、財政法とは全く別な特例法を多数決で決めれば国債をどんどん出せるのだといふこのものの考え方、これは法律を輕視してゐる、財政法をいふ基本の法律を輕視してゐる、こういう判断は正しいのじゃないでしょうか。間違つておりまふか。

○福田(起)國務大臣 これは、政治は現実の要請のためにあるわけでありまふ。現実には公債財源まはたは借り入れ金といふことを要請してゐる、こういうふうな思ふわけでありまふ。そういうふうな考え方から立つときに、どうしてもこれは財政法第四條ではできないことではあるけれども、特に特例として本年度限りの措置としてお願いする、こういうことでありまして、武蔵委員のお話のように、財政法第四條といふものは私も非常に厳格に解釈しております。しかし、国家の当面してゐる現実、これに目をおおるわけにはまいらないわけでありまふ。そういうふうなことから嚴厲の

気持ちのうちに、特に今回限りの特例としてかような法案を御審議をお願いする、こういうことにお考え願ひたいと思ひます。

○武蔵委員 持ち時間が一時間でありますから、同じ問題をあまり追及してしましても時間が経過いたしますから、これはあとでまた次のパツターが引き續いてこの点については疑点を晴らさなければならぬと思ひます。

第二点は、大臣は大蔵大臣に就任されてから従来の財政方針といふものを大転換をして、公債を発行することは福田財政の特徴であるようなことをあらゆる機会に言明をされました。昨日の参議院の木村さんの質問に對しても、今日の日本経済は世界第五位の生産量を誇るまでに成長している、幾らか国債を出しても何らの支障はない、こういう判断を下されておられますが、国債の発行が雪だるま式に大きくなつていつて何ら支障ないといふのんきな判断で、一体国民が信頼するだらうか、安心するだらうか。

そこで私はお尋ねしたのであります。明年は財政法第四條に基づいて、建設公債、公共事業、貸し付け金、出資金、こういうものに該当する国債だけを出すのでありまふ。これ、ちまたに聞くとところによると、七千億圓あるいは一兆圓出さなければならぬ。来年度公債を財政法第四條に基づいて発行することは間違ひございませぬ。来年度発行することは間違ひございませぬ。

○福田(起)國務大臣 間違ひありません。

○武蔵委員 それは一体どの程度の規模にするところか。福田大蔵大臣のときどきおっしゃる、ゆとりある家庭、貯蓄ある企業にするためには、日本の現在の経済諸情勢から見てどの程度の国債を出すことが、早くあなたのこのビジョンを実現する道につながると思ひますか。どのくらいの金額を想定できますか。

○福田(起)國務大臣 これは、まず第一に財政の規模を一体どういう点に持つていくかということにあるわけでありまふ。それから、適正にきめま

した財政の規模の中で、公債に何がしを、また租税に何がしをという判断は、公債の市中消化能力、また公債をもつて財源となるべき公共事業、出資金、貸し付け金、そういうようなもの、それらを勘案して決定する、こういうことになると思ひます。

来年度の予算のワックにつきましては、ただいま鋭意検討中でございますが、大体の考え方としては、来年度における経済成長の規模を本年に比しまして七割ないし八割実質において成長する、こういうことを考えるわけでありまふ。国民消費の動向なんかはことしの状態とそう変化はないかもしれない。輸出は鈍化しますが、しかしことしよりも相当伸びる、そういう情勢下において、他の重要経済要因である設備投資と財政需要とのバランスをどうとるかといふことになつてくると思ひます。設備投資がさうふるうとは私は考えておりません。おそらくまあ横ばい程度の活動じゃないか。そうすると、大きく見まして、設備投資の停滞を財政がカバーしてなおかつ実質七割ないし八割の成長を達成するという規模に財政の高さをきめていきたい、こういうふうな考えをわけございませぬが、その財政の規模がきまりまふれば、租税収入といふものも減税とにらみ合ひまして推測できるわけでありまふ。公債発行の一つのめどがつく、それから、同時に、これが私どもは市中で消化されなければならぬという原則を堅持するつもりでございます。そういうふうなことから、この額がなお裏打ちをされるところになるわけでありまふ。それから、さらに財政法第四條のたてまえから建設事業は一体どういう動向になるのだらうか。これも予算の査定が進むに従ひまして明らかになるわけでありまふ。そういう過程を経て来年度発行するべき公債の額は確定してくる、こういうふうな御了承願ひます。

○武蔵委員 金額はどうとう大臣まだ発表されないのではありませんが、七千億圓以下でないことは、私たちも新聞報道等でやや理解しておるのであり

ますが、あるいは前尾さんのように一兆円論もありまう。あるいは下村治さんの言うように、いまの有効需要不足は三兆円に達する。もしそういうものを考慮するとすると、明年度は相当の国債が発行される。そうなった場合、一度来年一兆円近い公債が発行されたら、その翌年その建設部門に出したワケがさらに縮められるなんてことはちょっと考えられない。年々拡大されていくであろうことは間違いない。福田大蔵大臣の構想では、あなたの考えている経済情勢は、何年後に自然増収が出るようになって、償還にこう充てられるようになって、何年後にはこうだという、公債を発行するからには、その償還期限までの間の経済の推移についてはある程度把握しなければいけません。その点についてはどういうような経済情勢の把握をしておるのでありますか。

○福田(勉)国務大臣 私どもが公債を発行いたしますのは、政府が借金をするが、政府をささえる企業、家庭の安定を重視したい、こういうことであります。この公債発行によりまして、企業の状態は相当改善されると思うのです。しかし、これが一挙に改善できるかというと、そういう簡単なさしい経済状態ではないと私は思います。来年度の展望といたしまして、七割ないし八割実質において成長を期するということを申し上げたのであります。経済全体としては成長しますけれども、個々の企業の状態を見ますと、いまたいへんな設備過剰の状態である。大企業をざっととったところで、三割も設備が過剰なんだという説もあるくらいであります。そうしますと、その三割遊んでおる設備に対する資本費の負担、また人件費の負担、これをねのけて、そうして企業が晴れ晴れと高収益をあげるといふ状態、それはなかなか時間のかかる問題じゃないかと私は思う。これから昭和四十一年度にかけてそういう状態に向かつて歩み出すという時期に相当すると思うのです。非常に企業が繁栄した状態というのは、大体において設備過剰の状態から脱却し、個々の企業の収益状態が改善されるというときだ、こう

いうふうに思いますが、そういう時期になりますれば、今度とる公債政策の効果というものが、財政の面におきまして、租税収入の増加という形で浮かび上がってくる、こういうふうに見ておるわけでありまう。

それから、半面におきまして、公債は一体どういうスケールで今後続くのだということになるわけでありまうが、この点は私はこう考えているのです。経済界が活況な状態になれば公債の額を減らしていいというふうな、つまり、公債を財源とし、また租税収入を財源とする財政の規模は、常に民間の活動と見合いをとる、そうして民間の経済活動と政府の経済活動との総和がでこぼこがない状態に置く、これが私は安定成長路線のために不可欠の条件である、こういうふうな考えまうがゆえに、私がただいま申し上げましたように、民間の企業がよくなるという状態になれば、公債の発行額というものは逐次これを減らすことは可能になるし、また、どういふ事情で民間経済が落ち込むというふうな事態があらますれば、また公債政策を強化していく、こういうことになるう、かように考えております。

○武蔵委員 そういたしますと、二千五百九十億円の本年度分の国債は、一体どういふ計画で財源を確保できるという見通しで設定しておりますか。これは主計局長でもけっこうです。

○谷村政府委員 二千五百九十億円を七年先に償還するといふ計画として償還計画表は一通り提出してございまして、これにつきましては、結局七年先の全体として財政規模、それがどの程度の大きさかということにもよりまうけれども、その七年目にびつたり二千五百九十億円というものをまとめて返すか、それともそれ以前の段階において多少なりとも国債の償還の平準化というものを考える意味で、ある程度の金額を前々から用意しておくという形になるか、それからまたそのときの情勢に応じて、全体としての金融情勢なり何なりを見て、ある程度借りかえのものも出てくるか、そういうのはまあ先になって、そのときそ

のときの経済情勢を見なければわからないわけでありまうが、いざにいたしても、七年先には今日発行いたします二千五百九十億円のものは償還するといふ考え方で進めております。

○武蔵委員 大蔵大臣、七年後の見通しとなるとわからぬ、そのときの経済状態になったらそのときに対処する。ですから、言うならば、福田さんが大蔵大臣をやっておるときには公債発行で景気をよくして、あなたのやめたあとの大蔵大臣になった人は、今度はこれを償還することにたいへんな苦勞をしなければならぬ。たまたま七年後に福田さんが大蔵大臣から総理大臣にかわっておるならまたあなたの責任を引き続いて追及できまうが、あなたがやめたあとにでもかわった責任の違う形になっていく。ですから私は、公債を発行する大蔵大臣が無責任に自分の任期中だけ人気取りにやられると、かつての日本の大蔵大臣が高度成長に浮かされてどんどん予算規模を拡大し、自分がその地位にあるときだけは人気を取ったが、やめたあたりとたんに国民に迷惑をかける、こういう事態が起こり得るわけでありまう。私たちが心配をしておるの、そういうときのことを考えて、いまから最小限国民の犠牲と負担を食いとめなければならぬ、こういう立場から実は御注意を申し上げておるわけでありまう。ですから、七年後にこれを償還するためには、おそらく手だてとして国債整理基金の法改正をつい最近やった問題がまたもとへ戻って、二分の一繰り入れにするとか、何か大蔵省は考えていると思うのです。まさに朝令暮改ですよ。一体主計局はその整理基金の繰り入れの限度をもつとふやすといふことを考えておるのかどうか、考えていないで、七年後になったらそのときにまた国債の借りかえをやる、あるいは国債をまた同額発行する、こういうことになるような気がするのです。これを税収で、自然増収でまかなうといけるなどという考え方は、いまの財政需要の膨張傾向から見て、また政党政治の現下の情勢から見てなかなか容易なこ

とではない。不可能事に近い。いま福田大蔵大臣のお答えでは、来年はまあ無理だろう、四十一年度はどうも景気はやつまずき上がりといふことばを最近言わなくなったのでありますが、ほんとうはいまあたりはつま先上がりからかなり上がっているところでしょう、福田さんの最初の就任ごろの見通しでいけば、それがいまの答弁では、来年一年景気はそうよくはならぬ、四十二年からは自然増収が出るの答弁をいたしましたわけでありまう。しかし、どうもそう簡単に自然増収が見込めるといふ情勢にはないような気がするわけでありまう。そこで、国債は四十一年度だけではなくて、四十二年度も発行される、おそらくこれは雪だるま式に大きくなっていくと思うのです。その金利だけで六・八%ですか、そういたしますと、本年の税不足分と来年の分と含めて最低一兆円と見ても、一年間に六百八十億円の金利を負担しなければならぬ。七年間見たらたいへんな金額です。四千七百億円の金利を負担しなければならぬ。一兆円の元金プラス利息をだれの努力によつて埋めるのか。全部がやがては国民の富の生産によつて埋める以外にないのではありません。いつかはどこかで税金で取つて埋め合わせなければならぬわけでしょう。そうじゃないですか。この論理は間違つておりますか。いつかはこれは国民の富の中から取り上げなければ埋め合わせがつかない。この論理は間違いでしょうか。

○福田(勉)国務大臣 そのとおりです。

○武蔵委員 そのとおりだといふことになりまうと、この一兆円の元金と金利を国民に負担させる場合に、その時点までに税収がないといふことになれば、やはり国債の発行でこれを埋め合わせる、いやがもうでも雪だるま式に国債の残額というものはふえていくと理解してよろしうございませうか。

○福田(勉)国務大臣 戦後、特に最近の日本の経済は民間の設備が非常に充実されてまいっております。つまり、潜在的な生産力がいま非常に高いわけでありまう。まあ高圧型というふうにもい

れておりますが、昨年を転機として低圧型に移つて——そういう状態が露呈してしまつて、低圧型にいまなつてきておる。この状態は、先ほど申し上げましたように、なかなか簡単に回復できないような事態である、こう思うのです。つまり、低圧型の状態というものはしばらく続かざるを得ない。そういう際にはどうしても財政に資金を傾斜させるということが国の経済を進展させる上において必要である、こういうふうに考えるわけでありませう。しかし、そういう事態が克服されて、また平常の状態に戻る、あるいは、場合によりましては、この数カ年間のような高圧型ということがないとも限らぬ、そういう状態下におきましては財政の活動は引込まざるべきである。そうして、できる限り経済の変動に波が立たないように、景気変動の高さ、低さに変わりがないように、ということを期しておるわけでありませう、ともかく、いま当面しておるこの経済状態、不況を一刻も早く脱出しなければならぬというふうに考えますが、不況を脱出した後におきましては日本の経済全体もどんだん成長をしていくわけでありませう。かりに七、八%という状態が続くというふうになれば、九年か十年で日本の総生産は倍になるわけでありませう。また、かりに一〇%成長ができるのだというのであれば、七年で倍のスケールになるわけでありませう。そういう際にける租税収入、これは御承知のとおり弾性値というようなことも考えるときには相当多額の租税収入を期待し得る、こういうふうに考えますので、七年後に二千六百億円の償還、これはその問題にするに足らないのじゃないかというふうに考えておるわけでありませう。また同時に、いま御指摘であります、これは租税の前取りではないかというふうなお話でございますが、その点は私はそう思いません。しかし、前取りをした金を有効に使う、これは私は国のためにいいことであると思ひます。また、後になつて国民の税負担でこれを償還する、その税制を適正にするということがあれば、これはまた国民のためにいいことである、公

債政策を続けて、国民の所得の再配分、そういうものに有効に働き得ることが可能である、かように考えておるわけでありませう。

○武蔵委員 税金の前取りはいいという前提で大臣は言つておるわけでありませう、いいですか、いまそれで物価が毎年何%上がつておるか、物価の問題がまず問題になりますね。おそらく八%も上がる、あるいはおそろく九%以上も物価の上昇率のほうが高い。そういうような現状で国債をこれだけ発行して、六分八厘でどんだん売りつける。最後には税でどうしても取れない。これは二千五百九十億円だけじゃないのです。来年また発行されるのです。再来年も発行されるのです。よ。それがずっと連続して償還期がくる。そのときに税金で取れない、また国債の発行になる。そうなたたときに、その資本主義の終着駅は何によつてこれを束縛させるかといへば……(戦争だ)と呼ぶ者あり)うしろで戦争ということばもありませうが、戦争か、ばかげたインフレーション経済によつて国民が塗炭の苦しみにあうか、いづれかである。その落ちつくところは、平価の切り下げ、貨幣価値の切りかえをせざるを得ないという場面に追い込まれて、だれが迷惑を受けるのであります。国民が最大の被害を受けるのであります。大蔵省の役人はそのころは退職をして、公団の理事か、あるいは他の何かになつておるでしょう。だからといって、いまの時代だけ乗り切ればいいという安易な考え方で国民に多大の迷惑をかけるような国債発行に首を縦に振るべきではないのだと私は考える。そういう点から考えていくと、インフレということと福田さんは非常にいやがるのであります、物価騰貴はいかがでしようか。国債を発行することによつて、物価騰貴には影響がないんだ、物価騰貴の要因にはならないのだと言ひ切れるとするならば、その過程を論理的に、納得できるようにひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○福田(勉)國務大臣 公債を発行するとインフレになるというふうにすぐ直結して申す人がありま

すが、私はそれは思ひたくない。公債によつて一体どういう変化が起こつてくるかという、一面において、昭和四十一年度で例をとりますれば、国民負担の軽減が行なわれるわけでありませうね。それから一面におきましては、公共事業がよけいに実施できるというふうな状態になるわけでありませう。そういう変化をにらんで財政の活動と民間の活動、つまり日本経済の総活動において物とまた労働、さらに資金、さらに国際収支、そういう点においてバランスを失せしめないという状態でありませう。インフレーションにつながるという危険は絶対にない、こういうふうには確信をいたしておるわけでありませう。もしそれ、公債の発行が過大にきめられ、したがつて財政の規模が過大になつて、民間の経済活動とあわせて見たときに、それらの経済諸要素の均衡を乱すというふうな事態になれば、これはインフレにもなるわけでありませう。そういうことのないように、私は再々申し上げておるのですが、財政の規模は厳密にこれをきめませう。また公債の規模につきましては、これを財政法第四條の趣旨にのっとり、建設費、投資、出資、すなわち、国民の財産として残るものの見合いの限度にこれを限定する。また市中消化の範囲内にこれをとめるというのを申し上げておるわけでありませう。この方式を厳守していきませうれば、国の要請に対してこたえるところがあつても、失うところはない、かように考えております。

○武蔵委員 いまの福田さんの理論でいくと、それは国債が全部市中消化された、あるいは個人消化されたという前提なんです。しかも、国の経済全体の需給が均衡しているという前提がある。第三の前提は、通貨政策が適切であるという前提がある。この三つがある。この三つのどれをとつても、あなたがいまおっしゃるようなきもちとした歯どめにならないのであります。なぜならなにかという、おそろく市中消化をして各銀行が国債を買つたと仮定しても、今度は資金需要が旺盛になつて、銀行は資金不足を現じてくればそ

の国債を日本銀行に持つていつておそろく借りるでありませう。おそろく景気が上昇してき、設備投資が旺盛になり、資金需要が拡大されてくれば、銀行の窓口は資金に不足をきたして、またまた日本銀行に借り入れ依存をやつてくる。その場合に大蔵大臣、だれが日本銀行の通貨量、債券の権限を持つておるか、通貨の債券の権限を持つておるか。いまそれは大蔵大臣ですよ。過去の高度経済成長政策時代の日本の大蔵大臣のつた態度、日銀のつた態度を見ると、日銀は大蔵大臣の決意に追従してきています。またまたこれは通貨の膨張につながつていくことは明らかである。それがイギリスやフランスのように個人消化が非常に旺盛だという国は別ですよ。国債を発行していても、日本の戦争中のように、隣組に全部通じて各家庭が国債を買つたのなら話は別です。しかし、市中消化をやつた場合には必ずこれは間接的にまたぐるぐる回つて日銀の窓口にくるといふことが想像されます。絶対日銀の窓口にはこないような歯どめをするんだと確約できますか。

○福田(勉)國務大臣 そ私が私の一番苦心をいたしておるところであります。つまり、この公債は市中消化をしなければならぬ、日本銀行の引き受けにさせてはならないというのが鉄則なんです。それには、それができるような額にこれをとどめなければならぬ、できるような額は一体どうだ、こういうこととございませうが、これは預金の伸びでありませうか、そういう大きな角度からの観察もいたしますが、同時に各金融機関等とも十分よく相談をいたしまして、どのくらい消化できるだらうかというあらかじめ見当をつけたらと思う。そういうための仕組みも準備をいたしておるわけなんです。そういうことから、まあ日本銀行に持ち込んでもいいけりやないもの、大体相当の確度をもって想定できると思う。それを基準といたしまして予算を編成する、こういうことになるのであります。決して日本銀行にこれを持つていかないという方針で臨んでおるわけでありませう。

○武蔵委員 それはあくまで現在の大蔵大臣福田
越夫と現在の銀行との間の話で、じゃ一年後、二
年後、三年後の経済情勢というもので的確に把
握できないわけですね。経済は幾ら総理大臣や大蔵
大臣が期待をしても、望んでもそのとおりには動
かないのであります。自律進行運動をするのが経
済であります。ですから、一年間は日本銀行に選
流してこないという約束は取りついても、そのあ
との保証はないんですよ。そのあとの歯どめはな
いんです。結局資金需要が旺盛になり、民間の資
金需要が旺盛になれば、銀行はどうしても日本銀
行にたよってくるのが日本の今日の企業体質で
もあるし、銀行の経理上やってきたままの習
性である。ですから私は、私の側から言わせるな
ら、一年間は日本銀行に国債が戻ってこなくとも
も、将来においては日本銀行の窓口へどんどん殺
到してくるであろうことは想像にたかくない。で
すから、国債は絶対に買いたての対象にしない、
市中消化したら、それは今度は市中消化を個人消
化におろすのだ、そこまでスケジュールを立てて
びちつと通貨の膨張にならないという保証をしな
ければ、大臣の説明では、あなたがやめたあとと
また私たちはそれが取りかえられという心配があ
るわけです。この際思い切つて日銀法の改正、買
いオペの対象にしないとはっきり答弁いただけま
すか。

○福田(越)国務大臣 私は、あらゆる角度から検
討して、消化可能の額をもって限度とするという
ことを申し上げておるわけでありまして、それを
確保するためにはいろいろな金融措置が要すると思
う。思いますが、その一つの方法としてオペレ
ションはやらぬというような窮屈なことは考えて
おりません。まあ国債をオペレーションの対象に
しないというようなことになる、これはかえつ
て日本銀行の通貨調節機能に害があるんじゃない
かというふうに考えますが、ともかく、御心配の
点は将来ともないように、今回の方針としては公
共事業費の範囲にとどめる、また市中消化とい
うものを原則にしてその範囲にとどめるという鉄
則は、末々とも変えないというたてまえで臨みた
いと思ひます。

○武蔵委員 現在市中消化可能だ——民間側とい
うのと打ち合わせをおそらくしておると思ひま
すが、二千五百九十億円の分については新聞など
に報道されておりますが、明年度の市中消化が可
能だという民間側の額、限度、そういうものは大
体どの程度をめどにされておるわけでありませ
うか。

○中尾政府委員 ただいま明確な御意見として
承ったものはございません。要するに、予算の間
題につきましても、ただいま大臣からもお答えが
ございましたように、いろいろ検討しております
し、その基礎になりますところの客観的ないろい
ろな条件、事情等も広く知られておるところでござ
いますから、あらましどの程度の国債が必要に
なってくるであろうかというようにすることにつ
きましては新聞等でも論議されておりますし、した
がって、関係各業界の方々も相当真剣にこれを御
検討になっておるといふことは承っております
が、まだどのくらいまでならどうであるというよ
うな責任のある明確な御意見といったものは承
っておりません。しかし、いざ政府といたしまし
てこれを確定いたします場合には、それらにつ
きまして、相当程度の高いそれぞれの見通しに
つきまして御意見を承った上で最後の決定が出さ
れる、こういうふうにご考慮願います。

○武蔵委員 現在政府保証債と地方債は、残高は
どのくらいあつて、さらに年々の発行高というの
はどのくらいあります。

○中尾政府委員 政保債の累積は大体六千億程度
になつておると思ひます。地方債の分はいろいろ形
がございまして、こまかいことは資料であれし
ますが、大体二兆円前後と考へます。さらにそれ
のこまかいものは後ほど資料でお出ししてもいい
と思ひます。

それから、今後の問題ですが、政保債につきま
しても、これは財政融資資金計画の一環の原資に
なつております。これについては増加が見込まれ
ます。それから地方債につきましても、やはり地
方財政計画その規模は、国の財政とともに、あ
るいは国民経済とともにこれが成長してまいりま
すので、やはりこれは増加してまいらうというこ
とでございまして。

○武蔵委員 いま数字をお聞きしたように、政保
債六千億、地方債二兆円、これだけのもののうち
に、特に私は大臣に考慮してもらわなければなら
ぬと思うのは、地方債というものは、ほとんど地
方の銀行あるいは信用金庫、そういうようなこと
ろからかなり借りておるわけですね。今度国債発行
をされると、そういう機関の金が中央に吸い上げ
られるために、地方債が非常に苦しくなり、地方
自治団体に及ぼす影響というものは非常に大きい
わけでありまして。この辺は大蔵大臣は一体どんな
認識の上に立てておるのですか、その点をひとつ
明らかにしていただきたい。

〔金子(一)委員長代理退席、委員長着席〕
○福田(越)国務大臣 たとえば、ことし二千六百
億円の公債を発行する、こういう場合におきまし
ても、政府保証債は一体どうなるのだろうか、あ
るいは地方債のほうの消化はどうなるのだろうか
ということを十分考えながらやっておるわけ
です。本年で申しますと、突如として国債が二千六
百億円近く出るわけでありまして、政府保証債の
ほうも同時に増額をする。これは政府保証債が八
百億円ばかりふえるわけでありまして、それから地
方債は公債債その他の形のものがあつたが、含
めて千五百億程度ふえるわけでありまして、それ
らを総合いたしまして勘案いたしますときには、
国債を二千六百億市中で消化すると、他に波及
をするという状態になってくるわけでありまして、
そういうようなことを考慮いたしまして、資金運
用部において二千六百億円の約半額を引き受け
る、こういうことにはいたしました、地方にも、ま
た政府保証債その他の民間債等にも何らの影響が
ないという状態においてこれを消化していこう、
こういう考え方をとつたわけでありまして、昭和
四十一年度以降のことを考えるにあたりまして

も、同様の考え方、みんなが順調にいけるよう
にということも、また公債の発行額を規定する上
の一つの基準となる、かようにお考え願ひたいと
思ひます。

○武蔵委員 ことしの例をいま具体的にお話しに
なつて明らかにしたことは、二千五百九十億円の
財源不足をカバーするに資金運用部資金を千
三百億円ばかり使わなければならぬ。それ以上
に市中に出すと、どうも圧迫になる。そうなる
と、来年の公債発行というものもその多額のもの
を出すわけにはいかないという制約が市中消化の
場合にある。それで、あなたは、国会ではない
が、新聞などで発表しておる七千億程度という
ものはやはり可能だ、こう考えていらつしやるわ
けですか。

態は政府において的確に、迅速にかんてこれに
対処していくべきではなかったかということに強
く感じるものでございます。特に公共事業費の一
割削減といったような措置をおとりになったその
当時におきまして、すでに私はそのようなことを
はたしてやっておりますかという点について
は、真剣に経済状況をお考えになっておやり
になるべきではなかったか。やがて補正財源の不
足ということも当然起こってくるわけでありま
すから、それに対処するのには、ただ既定予算の削減
という消極的な考え方ではこれに対処をしていかれ
ない、これは私は日本経済のあり方に対する認識に
ついて非常に反省をしていただかなければならな
い点が多分にあったかと思うのでございます。し
たがいまして、今回の補正の措置あるいは赤字補
てん対策ということ、七月の景気対策をおとり
になったことはきわめて適切であつたと思うので
ございますが、引き続きこれを臨時国会、当時
の参議院選挙に引き続いた臨時国会においてむ
ろ直ちに補正予算を計上して、しかもこれを赤字
補てんの公債でなく、財政法四条による建設公債
としてむろ発行すべきではなかったか、かよう
な考え方も出てくるわけではございますが、この
辺に關して政府当局の御所見を承つておきたいと
思います。

○藤井政府委員 前段の御意見でございますが、
全く私も同感でございます。六月に御承知のよ
うに内閣が新しい再出発をいたしまして改造され
たわけでございますが、あの一割留保の問題につ
きましては、ちょうどその境目に行なわれてまい
りましたことは岩動委員御承知のとおりでござ
いまして、このつなぎは、過ぎ去つたことでござ
いまして、いまから取り戻しはつきませんけれど
も、非常に一貫しない考えであつた、猛省をせな
ければならぬというふうに思つたわけではござい
まして、これがためにその後福田大蔵大臣になりま
して、それから積極的な景気対策を行なわれ、繰り上げ施
行あるいはまた一連の景気対策がなかなか思つた
ように実効を上げ得なかつた大きな原因の一つ

は、地方公共団体が一割留保の線に従つて段取り
を変えなければならぬ、この事務的混乱が最大原
因の一つであるというふうに考えますときに、先
ほど申されました御意見と全く同感でございま
す。

そこで、それならばもう少し早く臨時国会でも
開いて、現在の不況を乗り切るための経済体制を
整える補正予算を組むべきではないか、こういう
御意見でございますが、これは私は、できればそ
ういう早期の臨時国会も望ましいことは御意見の
とおりでありますけれども、十四年にわたる日韓
問題という国際問題をかかえて、この結論を急が
なければならぬという別の大きな政治要請がござ
いましたので、それを済まして後急ごうというの
で、われわれは臨時国会の後半においてぜひ補正
予算は通過したいという考えで、懸命の努力
を御協力をいただいてやつたわけではございますけ
れども、これがいかんせんこのような事態に相
なつてきておるわけではございまして、その点はひ
とつ御了承をいただきたいと思つておる次第で
ございます。

○岩動委員 日韓国会においての御説明はまさに
そのとおりで、われわれもこの予算案が成立しな
かつたことをまことに遺憾に思つておる一人で
ございまして、私が申し上げたのは、七月の景気対
策をおとりになった直ちにこれにさらに追加打
ちをかけて補正予算をその前の臨時国会におい
ておやりになるべきではなかったか、かように実
感するのでございます。と申し上げますのは、
大蔵大臣がたびたびこの暮れごろになればつま
先上がりだとおっしゃつておつたけれども、一向に
どうも上がつてこない。これは先ほども武蔵委員
もおっしゃつたとおりであります。これがもし
夏ごろにはつきりとしたものと大きな手が打たれ
ておれば、まさに年末にはつま先上がりで明るい
正月を迎えて、日本国民は喜んで昭和四十一年度
を迎える、こういう態勢ができたものと思
うのであります。この意味におきまして、大蔵当
局が均衡財政にこだわつ過ぎたと申し上げますと語

弊があるかもしれません、当然ではあります
が、強い伝統のもとになかなかそれを踏み切れな
かつた。こういうときにこそ政治家である大蔵大
臣あるいは藤井政務次官が思い切つた踏み切りを
していただかなければならぬ前進はできないの
で、特に今後この点については十分なる反省をひ
とつお願いを申し上げておきたい、かように考
へるのでございます。そのような意味におきま
して、今回の財政処理に関する法律はもちろんす
みやかに成立させなければならぬと思ひます
し、今後の一つの大きな教訓として、機宜に即し
た財政措置をとつていただくことを強く御要望を
申し上げます。

そこで、若干法律論になります、財政法四
条、これは建設公債を認めておる法律の条文で
ございまして、一体財政法におきまして、歳入欠
陥が起つた場合に、それに対処する条文がある
のかないのか。私はどうもないように思ふ。これ
は絶えず均衡財政でいくという財政法ができた終
戦後の当時からいまして当然の姿ではあつたと
思ひます。しかし、財政を処理する基本法と
しては十分な法体系としてでき上がつておつたか
どうか、この点についていささかの疑問を持つ
のでございます。そのような赤字補てんに対す
る、歳入欠陥に対する措置に関する規定がなかつ
たために、先ほど武蔵委員も言つたように、土俵
の外から出た勝負をしていかなければならない。
四十年限りの赤字補てんの対策であるとおつ
しやるけれども、四十一年度にもまた赤字が出たら
どうするか。現行の財政法においてははおそらく
処理はできない。また特例、こういう事態が予想
もされないわけではございませぬ。これはもちろ
ん財政の歳入歳出の見積りもその他経済の変動に
も関係するのでありますから、その見積りも
ついては十分なる配慮をいたしまして、なおかつ
本年度のような事態が生じないとは申し切れな
いわけでありまして、この財政法の規定にはた
して欠陥なきやいなや、この点についての御所見
を承つておきたい。

○岩尾政府委員 財政法に歳入欠陥と申します
か、いわゆる決算上の処理についての規定がある
かないかということでございますが、率直に申し
まして、現在そういう歳入欠陥に対処する規定は
ございませぬ。ところで、ないということでは財政
法はそれでは歳入欠陥の場合にどういうふうにし
ようといつておるのかという点になりますと、こ
れはありませぬからつきりしないわけではござ
いまして、一つには、結局そういう場合には歳出を
切り詰めて、そして赤字の出ないような決算をす
るべきであるという思想であるということが一つの
考え方かと思ひます。

それからもう一つは、いまおっしゃいましたよ
うな意味で、ある程度法律自体にそういう規定を
欠いたという意味で欠陥があつた、であるから、
これは補正しなくちゃならぬというふうな見方が
あるかと思ひます。われわれは現在財政の歳入欠
陥の点につきましては、むしろ財政法はその規定
を置いてないということが、歳入歳出について、
たとえば歳入欠陥の場合には歳出を切り詰める
というふうな措置を必ずやつて均衡をさすという
のが財政法の精神であるというふうに考えており
ます。

○岩動委員 同じような状態が将来起こつたとき
には、財政支出を切り詰めることによつてつじつ
まを合わせていく、これも一つの考え方ではござ
いまして、それはそれであるけれども、同じような経
済情勢、財政収入状況の場合にはやはり切り詰める
ということには限度がある。私は、本年度の補正
号におきまして各省が節約をいたしまして、そし
て相当部分を節約によつて新規の財政支出に振り
向けたというところは、これは大蔵省の努力もさる
ことながら、各省は非常に細かい予算の切り詰め
をしたのであつて、これは各省に対しては十分に
敬意を払い、また大蔵省としても切り詰めた
ことに對しては十分なる反省もし、また将来お返
しもあるいはしてあげなければいけないと思ふの

であります。そのような切り詰めだけが赤字を修正していく方法であるという考え方自体に対しては、私はやはり何か割り切れないものがある。この点につきましては、いままこで大臣もおられませんが、結論を出していただくことはできないと思ひますが、将来の基本法としての財政法のあり方として十分に御検討をいただきたい。これは財政制度審議会においても御討議を賜りたいと思ひます。

そこで、いまに問題をいたしました。大蔵大臣は、年度がかなり過ぎたあとでの赤字であつたからこれは特例法でいくのだ、もしも年度の初めあたり、あるいは夏ごろまでであつたならば建設公債でいけたかも知れぬというふうなニュアンスを私は感じたのであります。その辺の大蔵当局のお考えを承つておきたいのであります。建設公債ということであり、またその金額にもよりましようが、これは年度当初であるならばそれでいけるけれども、そうでなかつたならば、やはりこういうふうな特例法でまかなわざるを得ない、こういうお考えであるのかどうか。

○岩尾政府委員 大臣が先ほど来申されましたのは、特例法でいくことをおっしゃいました。これは、年度当初ということではなくて、当初にちやんと建設公債を出すということで公債政策を採用してやるような場合であれば、その年に同じようにその政策を引き継いで公債を出していくということは考えられるけれども、本年のように公債は発行しないという方針で予算を編成して、そしてまた年度中に歳入が減つてきたというふうな場合に、これをやはり公共事業のワケがあるから建設公債でいくというの、いささか強弁に過ぎるのではなからうかという趣旨で、特例法でいくべきであるということをおし上げたというふうに思ひます。

○岩動委員 それならば、年度当初から建設公債、四条公債を発行するという事で昭和四十一年度はおそらくそれで出発されるでしょう。そう

いう場合に、不幸にして再び同じような歳入欠陥が起こつた場合に、もうすでに建設公債を発行しておるんだから、赤字補てんの意味での実質的な赤字補てん公債もそれに乗つてやる、こういうふうな便乗主義がまた発生してこないとも限らない。したがって私は、大臣があいまいな答弁をされて、説明をされておることに対しては若干の疑義があるわけでありまして、この辺はもう少し思想をはつきりとしていただかなければならない、かように思ひます。政務次官、どうお考えになりますか。

○藤井(勝)政府委員 ただいま岩尾次長から答弁をいたしましたように、年度当初において、四条一項のただし書きによつて公債を発行する、こういった予算編成の方針に従つて新しくスタートを切ります。いま御質問の趣旨は、それから後に足りなくなつたとき、それに便乗した赤字補てん債がまぎれ込むのではないか、こういうふうな御疑問でありますけれども、ここはやはり公共事業費というものの総額の中でそれが行なわれる場合は、決してまぎれ込んだものではない、財政法の精神、ただし書きの線に沿つてこれが行なわれたものであるというふうな理解すべきである、こういうふうな思ひわけでございます。今後、最初に公債を発行するということをきめればあとはいさかべくやれる、安易な財政処理ができるという、こういう御心配はなくて、問題はやはり歯どめの問題で、市中消化、建設公債、こういう線に沿つて行なわれる以上は、健全な財政運営であるというふうな理解すべきであるというふうな思ひわけでございます。

○岩動委員 どうもただいまの御説明では私まだ納得できるような線は出てこないの、でございます。が、やはり建設公債は建設公債として、これだけの公共事業を今年度はやるのだ、こういうこと出てくるわけでありまして、ところが、それとは全然別個の事由によつて、また経済状況の変化によつて税収が千億も二千億も減つた、しかも節約でもまかない切れない、こういうときに、やはり

赤字補てんの何らかの対策を講じなければいけない、その場合に、建設公債の額をふやすことによつてやるということは、公債の発行についてのすりかへであると思ひますか、ごまかしであるというか、そういう印象を受けるのであります。この点は、やはり明確に公債発行の対象を、あるいは原因を突き詰めて、それに対応した公債発行を行なわなければならぬ流れをおそれがある。大蔵省としては十分にこの点を考えて、したがつて私は、財政法四条の特例ということだけを考えるのは、うがむしろ歯どめになるというお考えが正しいのか、あるいはそういう赤字補てんのためには新たに条文を起こしていくほうがよろしいのか、十分に検討に値する問題である、かように考えておるので、この点についての御検討をさらに、しかも早急にお考えいただかなければならない。四十一年度の公債発行高がきつめて巨額にのぼり、しかも国民としてはインフレになるおそれも非常に心配をしておる今日でありますから、これは時間をかけて、一年も二年も先にやるのではなくて、やはり来年度の公債発行とあわせて、この問題についての早急なる検討、そしてそれに対する措置をお考えいただかなければならない、かように思ひのであります。

○藤井(勝)政府委員 御意見でございますから、検討をするにやぶさかではございません。ただ、一つ御了解を得ておきたいと思ひますことは、私が先刻答弁をいたしましたことと前提が違つておることを申し上げます。ただいま岩動委員から御質問がありました前提は、また来年ことしのようないことがあつた時分にはどうするかということが前提の御質問のようでございますが、私は、四十年度補正第3号が対処せんとする事態というの、まさに臨時の異例の経済状態である、こういったことは今後またあらはれたいけないし、同時におそらく来ぬであらうというふうな思ひわけでございます。まして、四十一年度並びに今後四十年度のこの苦しい貴重な経験を十二分にしんじやくをして、もちろん現在予算編成に取り組んでおります四十一年度

においては税収の見積もりというものは十二分に慎重の上にも慎重を期して現在作業が進んでおるわけでございます。したがつて、そういうふうなことを考えた場合、ことしのようない事例な事態に対処するために新しい財源を別途得る法律をつけたら、あるいは別當につくる、こういったことはむしろ財政法の精神に相反する誤解を受ける、こういうふうな思ひわけでございます。私は、財政法の主として第四条一項のただし書き、こういった問題で今後は処理し、新しい財政政策というものはこの線に沿つて展開されるものである、このように考えておることを御了承願ひたいと思ひます。

○岩動委員 まさに政務次官のおっしゃるやうに、新たに赤字補てんに関する事項を設けるということは誤解を招くおそれもあるかという議論も私にもわかります。したがつて、この点については、財政の基本法である財政法でありますから、十分に慎重に、しかも早急に御検討を賜りたい。と申しますのは、このほかに私は続いて御質問申し上げたいのであります。予算の弾力性といふのは単年度主義がはたして今日の流動する経済において十分に対処し得るような財政法であるかどうか。フィスカルポリシーを使つていかなければならないという事態におきまして、今日の基本法である財政法が適切な内容のものであるかどうか、こういう点からも財政法の根本的な再検討を果してお願ひしたい、かように考えているわけでありまして。

そこで、まず今回赤字補てん公債を発行するわけでありまして、これについては、先ほど申したやうに、各省の非常な涙の出るような予算の節約の協力があつて初めてあの程度の金額でおさまつたわけでありまして、今後来年度の巨額の公債発行をするにあたりましては、従来の既定経費と見られるような予算につきましては、さらに十分に検討して、冗費を省いて、そして国民の負担にこたえる、こういう予算をつくつていただかなければならないわけでありまして、これについては

補助金の合理化に関する答申も大蔵省には出ていないはずであるが、来年度の予算編成におきまして、まずみずから経常費をどのように節約して効率的にやっていたらいいか、お考えであるか、これをひとつ承っておきたい。

○岩尾政府委員 来年度の予算の経常費の問題であります。われわれは、従来、たとえ一割削減というように閣議で御方針をおきめいただいて、一様に補助金、庁費、旅費等を削減するというようなことをやりました。しかし、来年度につきましては、もちろん既定の経費で不要のもの、むだなものはできるだけ減らすというためには全力を尽くしますけれども、いまだ一律に全部やめていくというところを頭からやめていくことは考えておりません。経費の内容によって必要なものは計上し、必要でないものは計上しないということと査定をしていきたい、こういうふうに考えております。

○岩動委員 補助金の整理等についても伺いたい点もございますが、これはむしろ予算委員会の方の分野かと思っております。ここでは質問を省略をいたしたいと存じますが、予算の弾力性の問題に關係しまして、予備費の計上金額を今年度はかなり大幅に見たわけでありました。したがって、逆に補正3号においては、予備費からも五十億ですか普通財源に回した、こういうような措置がとれたわけでありまして、今後経済の規模が拡大し、また経済の変動がかなり予想される今日におきましては、予備費というものをさらに活用する余地を残す、予算に弾力性を残すという意味から、予備費の増額ということに御検討をいただきたいと思います。

また、予算の単年度主義ということも重要な課題であると思っております。またあるいは臨時行政調査会におきまして、予算の効率的な使用、そして計画的な使用という観点から、事業別予算制度を導入したかどうかという報告が出ておるわけでありまして、これらの点に關連しまして、

大蔵省の今日の御所見を承りたい。

○岩尾政府委員 第一点の予備費の問題でございますが、おっしゃる通りに来年度の予算を検討いたしました場合に、来年度のいような補正財源というものをむしろ公債発行にたすわけでございますから、なかなか補正の機会もないということであれば、最初の予算にその分を見込んでおく必要があるという意味で、その弾力を予備費に計上してはどうかという御意見があるかと思っております。われわれもできるだけそういう意味で、来年度は補正のチャンスもないと思われ、予算自体にそういう要因を取り込んでいきたい、それには予備費に計上するのが一番いいのではないかと、かように考えております。先生も御存じのように、予備費は、従来大体二百億という程度でまいってきまして、だんだん予算全体の規模もふくらんできて、一昨年三百億になりました。去年五百億というようにしたわけでございます。災害あるいは公務員のベースアップ等というようになことを考えますと、なかなか五百億ではむずかしい。その辺全部盛り込めるような予備費が計上できるかというところ、これもむずかしいかと思っております。これはむしろ全体の規模がどういふふうにまきまきかということできましていく問題かと思っておりますが、事務当局といたしましては、できるだけ増額をしたいということで作成するつもりでございます。

それから、単年度主義の問題あるいは事業別予算についての御質問でございますが、これも主計局のほうでは、従来からいろいろと勉強いたしておるところでございます。財政制度審議会においてもこの点について御諮問をいたしまして、特に法制部会では御議論をいたしております。なかなかいい制度であり、導入したいという気はあるのでございますけれども、何と申しましてこの予算がずっとこういう形で従来からきておりますので、これを急に切りかえていくというのはいろいろな摩擦もございまして、なおもう少しよく

検討して、その辺の関連を考えた上で見ていきたいというつもりで、目下鋭意検討しておるところでございます。

○岩動委員 いまの事業別予算制度であります。来年度は私は一つのチャンスではないかというふうにも考えるのであります。公共事業費をかなり大幅にふやしてまいりたい、しかもこれを公債発行によってまかなうという、そういう新事態に対処して、やはり新しい考え方、公共事業を遂行するための予算制度というものを十分に検討しなければならぬ。いま岩尾次長が言われましたように、重大な問題であるから慎重に検討したい、これはもう常套語であって、こういうことでは年々が同じことになる。やはりこの際思い切った方向に向かってみる。私は公共事業を全部事業別予算制度に切りかえるということは、これはなるほど無理でもあるし、また経験もないわけでありまして、全部とは申しませんが、しかし、すでにある程度その芽ばえみないものもあるわけでありまして、ひとつモデルケースでもいいからやってみることも必要ではないか。一般の事務官庁においては事業別予算制度、これはもちろん今日においては考える筋のものではないかと思っております。公共事業、特に継続的な公共事業については、たとえば八郎湯の干拓事業といったような長期の、大規模なあるいは事業についてはいち早く取り上げていったらどうか、かように考えますので、この点も、来年度の予算編成には間に合うかどうかはわかりませんが、少なくとも真剣に取り組んで、その一つ二つをまずやってみる、これだけの努力と誠意をひとつお示しいただきたいと思っております。

○岩尾政府委員 先生、外国の制度をいろいろとごらんいただきまして、財政制度審議会でございますが、全部御意見をいただいておりますので、われわれも事業別予算についてはよくお気持ち拝聴しておるわけでございますが、何と申しまして事業別予算の一番いいところは、その事業が実際に予算の最初に考えた効果を発揮しておるか

どうかということ測定するような要素を出していくところと、これにねらいがある。そういう意味では、現在ある各種の、たとえば決算の報告説明でありますとかそういったものに、事業ごとにどういう成果が上がっているかというところをかなり報告しておりますので、外国で行なわれておるうちに、全然切り離した制度として予算上取り上げかどうかという点はなお検討したいと思っておりますが、御趣旨のように事業自体の効果というものを判定して予算を作成していくという要素は、できるだけ現在の制度を取り入れて達成できるような姿に持っていく、こういうことでござい

○岩動委員 次に、減債基金制度に關して伺いたいのでありますが、これは先ほど武藤委員も若干触れたのでありますが、ただいまは三十八年、三十九年に発生した剰余金についての繰り入れに對する特例法ができておるわけでありまして、これは二カ年限りでありまして、昭和四十一年度には失効してしまふ。そうすると、また元に戻って、現在の特例である五分の一から二分の一に戻る、こういうことに相なるわけでありまして、この二分の一から五分の一に繰り入れ額を減らしたということは当時の説明の一つとして、国債発行残高が少ないんだ、こういうことも一つの理由であったと思つた。もちろんその背後には、当時の財源の苦しさというやうなこともあったと思つた。少なくなると大義名分としてはそういうこともあったと思つたのであります。したがって、この制度は暫定的なことになつておりますので、今後相当な公債発行高になつていくので、この減債基金制度をどういふふうにしていかれるか、これは財政制度審議会等においても議論もあり、またそのやうなものは必要ないんだという意見もあるかと思つたのであります。この点に關連して、ひとつ政府の御意見を伺いたいと思つた。

○藤井(勝)政府委員 減債基金制度のいまの御意見です、これは今度いよいよ本格的な公債発行

の年を迎えるわけでございますので、従来の減債基金制度の検討の上に、新たに発行される国債に對する償還計画、こういった問題を含めて、いま財政制度審議会でも御検討願っておりますので、こゝ昭和四十一、二年以内にすっきりした線を出すべく現在検討中、こういうことでございますので御了承いただきたいと思います。

○岩動委員 この機会に伺っておきたいのですが、減債基金制度といったようなものは要らぬのだというような議論があるやに聞いておるのであります。これは一体どういふ根拠からそういう意見があるのか、またこれに対しての今日の段階における大藏省の御所見があつたらひとつ承っておきたい。

○岩尾政府委員 先ほど御質問にございました剰余金を含めまして。減債基金制度についてお尋ねでございますが、減債基金につきましては、一方におきましては、諸外国みな持っておるわけでありますがその公債制度を見ますと、ほとんど有名無実で実行していないか、あるいは全然そういう制度がないところが大半でございます。

そういうような情勢であるということ、それから実際に公債を発行していきます場合に、たとえば剰余金の二分の一でございますとか、あるいは一定額、日本でやっておりますように万分の百十六というものを入れるというようにしていきます。

した場合に、実際上公債がどんどん毎年出ておるようなときには、それで積み上げていきましても、むしろその金で新しい公債を発行するよりむしろ新しい公債を発行しないで減らすというほうに使ったほうがいいのではないかという意見もございいます。まあ減債基金制度というものは、國債の信用力を確保するということ、あるいは實際に國債の償還をやる場合に、その平準化をはかっていくというような趣旨で置かれるわけでございいますけれども、實際上の運用を見ていけば、一方におきましていま申し上げたようなこともあり、また逆の議論でございますが、ある程度苦しい中でも、もちろん新しい公債を発行するよりも、その

金で新しい公債を発行するのをやめたほうがいいという意見もあります。公債自体の歯どめとしての一定額を繰り入れるということが、公債発行の歯どめになるのだというような意見もございます。そういったところがおもな意見でございます。

○岩動委員　そこで、これは多少将来にわたる問題にも関連するのですが、いまのような減債基金制度、あるいは一般会計からのそういう公債償還還元のいいときには大いに返すし、景気の悪いときには返さぬというようなアトランダムな考え方でいっていいものかどうかという問題があるうかと思いますが、国民所得、あるいは国民総生産、GNPに対して一体どの程度の公債が大体適当なものであるか、これはきわめてむずかしい問題でございしますが、諸外国の例等をあげまして、一つの方法をもしつけられるなら、ひとつこの機会にお答えをいただきたいと思うのです。

なお、昭和三十九年度あるいは昭和四十年年度の今回の赤字公債を発行した場合における公債発行残高、これは内國債、外國債合わせて、さらにその場合には政保債を入れるか入れないかという問題もございますので、政保債を入れた場合にはその割合がどの程度になるか、これをひとつお答えいただきたい。

○中尾政府委員　公債発行残高と総生産であるいは財政規模との間にどの程度の割合があったらよろしいかという問題は、いろいろ学問的な御議論もあるようですけれども、政府といたしましてそれらについて外国の資料あるいは実情等を十分に調べてはおります。おりますが、これはまたそれぞれの事情がございまして、わが国の場合にはたしてどこまでがよろしいかというようなことは、実は結論を持っておるわけではございません。これは諸外国に比ばましてわが国におきましては、御承知のとおり終戦以来ほとんど公債を出しておりません關係上、公債残高がきわめて少ないのでございます。したがいまして、諸外国とは比較にな

らない低率にあるわけでございます。したがって平らに考えますれば、そういった意味からするとこの国債に対する考え方といったようなものは、当分の間問題にならないというのが実情でございます。現在のところ、今回の公債を発行いたしましたして国民総生産に対する割合は四・二％とい

うことになっております。政保債を加えなくてもこの数字はたいして変わりません。そういう状況からいたしまして、特にその点は問題はないと思います。ただ問題は、むしろ先ほど来御論議がございましたように、現実の国民経済の状況あるいは金融的な資金の需給関係といったようなものの、金の面、物の面、両方から見まして、適正な財政規模の中におきまして、さらに金融的に適正な規

模において公債を発行する。しかもその残高が消化されているという状況が確保されることが一番大事なことがあるというふうに考えます。しかし、もちろん公債を発行いたしますと利払いもかさんでまいりますし、いづれ元金の償還も出てまいりますので、財政規模について長期にわたりまして常に慎重な考慮を払っていくことは当

○若動委員 いま一問で私の質問の前段と申し上げます。それらの観点を決して忘れておるといふ意味ではございませんが、数字的に申し上げますたいへん低いものでございますから申し上げます。第でございす。

すか、総論的なものを終わりたいと思います。

この法律が成立しない場合の影響と申しますか、いろいろな不測の事態が起こってくると思います。その点について少し詳しくお話を承りたいと思うのであります。成立するとして、これが年末きわめて押し迫った時期にあります。二十八日は御用おさめでもあります。そういうったような点、あるいは公債発行をするための準備としての期間の問題もございましょうし、あるいは年内に成立した場合に、一月中に市中の金融状況を見て発行しなければならぬというような問題もございまして、これらをひっくるめて、この法律が何日ごろまでに成立しないかということになるとい

うようなところを、ひとつはつきりとお示しをいただきたいと思います。

○中尾政府委員　御質問でございますので私どもの段取りについて申し上げます。

法律案御審議についてお願いを申し上げる立場で申し上げさせていただきますが、第

一は、一番緊急の問題といたしまして交付税特別会計に対するところの借り入れ金の規定がございます。これは前々国会ですでにからになっております。わけでございます。三百億円というものの支払いがございまして、地方公共団体の最終的な収支のつじつまも合いませんが、同時にこの暮れの資金の手当てができないわけであります。現実にはこの法律が通りますと、これによって借り入れ金

をさせませんで、資金運用部から借り入れをいたす前に、場合によりますれば国庫余裕金でつなげればつなぐというような方法も考えられます。しかしながら、いずれにしましても、年度内の金しか政府にありませんから、この法律の成立がおくれますと、それでもできない、したがって、金を借りることもできない、政府の内部でこの特別会計

につなぎの金をつけてやることもできない、現実
に地方に金が届かなくなります。また、地方にお
きましても、金がいずれ借りられる、特別会計
で金が借りられるものである、その金は政府から
届くものであるということが確定いたしております。

すれば、また別途地方地方の金融もつくかと思ひますが、その担保もございませんという状況になります。そこで、二十八日が御用おさめてございますが、それまでの間に手続が済みまして、国からは金が届き、あるいは地方公共団体におきましてこれを受けてまして、同時にこれを民間に支払うという手はずが整っておりませんと、実は支払いに滞りが起きます。三百億円程度ということになりますと、全国にわたります支払いの遅延と申しますか、に対する影響は相当ございますと思います。支払いを受けますほうの業者といたしましても、立場の強い方はよろしゅうございますが、比較的経済的な立場の弱い方にとりまして

金融界あるいは国民各位の間の決済関係に對しまして最も親切な、ぐあいいい方法になるわけでございますから、そのためにはどういたしまして、この基本になりますところの法律をこの年内ものではないか、かような印象を持つのでございますが、さらにこの法律が年内に、しかも適切な時日の範圍内において成立しなければ消化もむずかしい、消化の面からも時期を失してしまふ、タ

なるべく早く上げていただきまして、シンジケート関係の結成、これとの正式の調印ということをお願いしませんと、こまかいことがきまりません。こまかいことさえきまりますれば、五日から証券業界の方々はお客さんからもう前金で金を受け取ってどんどん募集が進んでいくわけであります。ところが、それができまないと、その点が全然動きませんから、一、二月のマーケットは使えないことになるということになる。そういう事情がございますので、国債発行の段取りから申しまして、また、先ほど説明もございましたが、この利率に

特にその消化、わけてもそのうちの個人消化ということについてお考えをいただきまして、まことにかつてでございますが、ぜひとも一日も早くひとつ御審議をお願いいたしたいとお願ひいたす次第であります。

ついて、あるいは発行価格について、すでにシンジケート団とある程度話し合ひができてゐる。この法律が通過すれば、正式に契約を結ぶための内容の段階がある程度進んでゐるとも聞いておるわけでございますが、これらの点について説明

○岩動委員　たいまい詳細な御説明を承りまして了承をするわけでございますが、私どももいたしまして、この法律が成立しない場合の影響を考えますと、国、地方を通じての財政に非常に重大な問題を起こすということ、あるいは経済の不況ををさせていただきたい。
なお、これに関連しまして、この財政特例法の附則で、国債に関する法律の一部を改正する条項がございますが、その趣旨を御説明いたしたいと思ひます。

切り抜けるための重大な手段と時期を失してしまふということ、あるいはまた、国家公務員、地方公務員に対してせっかく人事院勧告が出て、九月からこれを実施してやろう、こういう気持ちで財政措置もとっているにもかかわらず、これも実行

○中尾政府委員　公債の発行条件に關しましてはただいま申し上げましたような段取りでございますので、国会の御議決を待ちましてこれを実施に移すべきものであることは当然でございますが、實際問題といたしまして、国債の発行は久し

がでなくなつてくる、非常に重大な問題をはらんでいゝと思うのであります。あるいはまた、ただいま御説明がありましたように、政府の支払いがストップする、年案に不払いになつてしまふ面が出てまいりますれば、大企業はまだしもこのぶりのことでございまするし、諸般の關係が、いろいろ初めてのことでございまするので、検討を要する点が多々ございます。そういうようなことから内部で準備を進めておる次第でございます。なお、シンジケート団との間に条件をきめるこ

と、中小企業、零細な下請業者等が非常に困ってしまう、あるいは物品を納入した零細な小売り業者が参ってしまふ、こういう事態も起こりかねない。したがひまして、私はこれらの点から見まして、ぜひともこの法律は早急に成立させるべき

とに相なるわけでありますが、これも実は、御議決をいただきますとこれを正式にきめることはできないのでございます。それからまた、これがきまりませんとシンジケート団そのものの編成もできないわけであります。無条件でシン団を編成

して、無条件で引き受けの責任をとるということは、これはあり得ないことでございます。したがって、これはいたし方ない次第でございます。したがって、御議決を賜ふというのを期待いたしまして、事前にシンジケート団に加盟すべきところの希望を持っておられる各業界の代表の方という御相談は進めておるのでございまして、ただいまお話のございました条件といったような点も、実はそういう段階の話にとどまるものでございます。

条件につきましては、券面の利率は年利六分五厘、発行価格は百円につき九十八円六十銭、償還期限は七年という線で、大体この引き受けられるほうの側とそれから発行いたすほうの側の側との間で意見の一致を見える次第でございます。

なお、シ団の側におきましては、この条件を前提にいたしまして、加入のメンバー、あるいはそれぞれのメンバーがお引き受けになりますところのシ団内部の約束によりますところの分担の割合合というふうなものも、お話が進んでおるようでございます。

○岩尾政府委員 国債に関する法律についての改正をやっております点について御質問がございましたので、お答えいたします。

国債に関する法律と申しますのは明治三十九年の法律でございます。従来、わが国で公債を発行いたしました場合に、利率等の決定は、現在の憲法、財政法によりますれば、法律をもってきめなくちゃならぬということになっておりますので、そういう国の債務になるようなものの決定は法律に基づかねばならぬわけでございますが、その法律に基づいて大蔵大臣が定めておるのは、どの権限、法律に基づくのかということにつきましては、この三十九年の国債に関する法律第一条によつて定めておったわけでございます。

ただし、この条文は、ちょっと読み上げてまいりますと、「国債ノ起債、元金償還、利子支払、証券及登録ニ関スル取扱手續ハ大蔵大臣ヲ定メ日本銀行ヲシテ其ノ事務ヲ取扱ヘシム」と、こうい

う規定になっておりまして、国債の利子支払いに關する取り扱い手續はというところで、はたして利率等の決定も定められるのかどうかという点にやや疑義もございするもので、この機会にこれをきりきりさせたいということで、「国債ノ発行價格、利率、償還期限其ノ他起債ニ關シ必要ナル事項並ニ元金償還、利子支払、証券及登録ニ關シ必要ナル事項ハ大蔵大臣ヲ定メ」というふうに、はつきりと利率については大蔵大臣これを定むというふうにきめたわけでございます。

○岩動委員 そうしますと、いま岩尾次長の説明によれば、従来の法律でやれないことはなかったけれども、いよいよ本格的な公債発行になると、なかなか疑義も出てくる。こういうことから、この際、一応疑義のないように改めよう、こういう趣旨であつて、従来の大蔵大臣がきめておつたことは間違ひではない。なお、間違ひでないことを今回の法律によつて、何と申しますか、追認をするというふうなことは、過去年間違ひしておつたのじゃなかないという印象も与えないではないんですが、その点はどうなんですか。

○中尾政府委員 決してそういうことではございませんが、これは本来の意味の實質的な改正ではございません。表現の改正でございます。何分にも明治三十九年の法律でございます。この法律ができましたときは、当時いろいろな規則がございしたようですが、それを国債発行に関する基本法としてこれを定めたものでございますが、いま申し上げましたような表現で、当時といたしましてはもちろんこれで疑ひがなかった。「取扱手續」という中にすべてを含んでおつたのでございします。戦前の公債はすべてこの規定に従つて発行いたしておりました。それから戦後の公債も、特に外債等特別な法律のあるものは別といたしまして、この規定によつて実施いたしております。

そういう意味で、別に内容的にも、それから法律といたしましても疑ひはないのでございます。

が、古い表現でございますから、現在の感覚から申しますと、もう少し明確にさらに内容を分解いたしまして、どなたがごらんになつてもわかるようにという表現に直すことが適當であらう、しかも、戦前はこれでやつておつたと申しまして、戦後だといふ長い間、本格的な意味の公債は発行いたしておらなかつた次第でございますが、今後、こゝとしてまづこういう意味の公債を発行し、さらに来年度は積極的な意味の公債政策を導入して、これによつて財政を運営してまいらうと際でございます。

ますので、いろいろ検討いたしまして、このまゝにしておくとお考え方もあつたのでございしますが、いまお話のような、かえつていままでのやり方に疑ひがあるのではないかと新しい疑問を招くこともいかにあるかという新しい疑問をたいて、やはり新しい時代の財政を運営してまいりましょう場合には、国民各位の十分な御認識と御理解を得てやつていただくべきものであらうと、いふふうにお考えまして、この表現を明確に、詳細に改めたということに尽きるのでございます。

○岩動委員 そこで、公債の消化の方法でございますが、市中消化として、大体シンジケート団にまづおやりになる。それが約半額になる。残りの半分が預金部引き受けと申しますか、そういうふうなところで処理をされるという形になると思ふのでありますが、預金部のほうで引き受けけるのには、手持ちの金融債を処分して国債を持つというふうなことになるのは、実は聞いておるわけでありまして、はたしてそれであります。

○中尾政府委員 今回発行いたします国債につきましては、これを資金運用部を含めて市中消化に持つていきたい、日銀引き受けは絶対にとらないというのが当初の方針でございました。しかしながら、金額におきまして、全体といたしましては、何分にも第四四半期に集中いたしましたし、これを消化の分は小額にとどめたいという気持ちがございますが、その規定は、現在の特例法に適用がある

内部におきまして、財政の財源には使えない金でありまして、運用すべき資金として余裕があるならば、まず民間から拝借をいたします前に、政府において預託を受けております金でなるべくこれを引き受けたいというところが、またさしあたりしかるべきことであらうということで、資金運用部で引き受けすることにいたしました次第でございます。

なお、資金運用部の金繰りといったしましては、たまたまそれは必ずしも関係はないのでございしますが、金融調節上、日本銀行におきましてオペレーションを行ないます場合、その材料といたしまして、資金運用部がたまたま持つておりますところの、市中に流通いたしておりますのと全く同質の金融債がございました。これらにつきまして日本銀行のほうから御所望がございました。そういうふうな関係がございしましたので、それが見合つた話になつております。別にその間にどっちが先であるというふうな関係はございません。しかし、たまたまそういう事情でございしますので、政府といたしまして、かかる運用資金をもつてこの過半を消化するといふ計画を立てることができたというのが実情でございます。

○岩動委員 そこで、今回の特例法ではもちろん日銀の引き受けはしない。つまり、財政法第五条の規定は、この特例法によつて発行する公債についても当然適用がある、まづかように解釈してよろしいかどうか、また、解釈すべきだと思ふのでありますが、この点について疑義は全然ないのかどうか。特例法によつて発行した公債は、特例法であるから、したがつて第五条の適用もない、かような解釈も成り立つという意見も必ずしもないわけではないので、その点についての御意見をお聞かせいただきたい。

○岩尾政府委員 財政法第五条では、公債その他については日本銀行に引き受けさせてはいけなという規定がございします。ただし、国会の議決を経た場合はかまわない、こういう規定でございしますが、その規定は、現在の特例法に適用がある

かというお話でございますが、もちろん特例法でございいますから、財政法の規定を排除しておる面もございいます。しかし、財政法の規定を排除してない面におきましては、現在の財政法がそのまゝ適用されるわけでございますから、五条の規定は当然適用があつて、やはり日銀に引き受けさせたいかぬという規定が動いておるというふうに解釈しております。

○岩動委員　そこで、日銀引き受けは、この特例法によるきわめて異例な公債発行についても、当然、基本法である財政法第五条の規定の適用があるというふうに解釈をすることについては私も同意をいたすものでございしますが、いまの預金部の引き受けなども、実はいま巧みな御説明もあり、たまたま出合いがあつたからよかつたのでありますが、そういう出合いがなかつたときには、どうも日銀引き受けの多少まやかして申しますか、市中では千三百億円くらいしか消化できない、しかも短期間だからどうにもそれ以上は引き受けしてもらえそうもないというところで預金部にこれを押しつけて、そしてその預金部も、はけ口は日銀引き受けというかつこうでいく、たまたま日銀として、売りオペ、買いオペの材料としてほしいんだというお話があつたからこれは救われるようなもの、どうもそこら辺に日銀引き受けのにおいがしないでもないような感じがするので、この辺は、そうじゃないならそうじゃないということ、を、もう一度ひとつはつきりと御説明をいただきます。

○中尾政府委員　資金運用部におきまして引き受けする方法は、これは一つの方法でございまして、たまたまその金繰りが、どの金かどういふふうに戻つておるというところは決してないものでございしますが、同時にまた、日銀からも御所望がありまして、もっともこれは、日銀以外からもこの金融債については、最近の情勢でございしますから方々から引き合ひはあつたのでありますけれども、しかし、私どもといたしましては、やはりこれは運用物件でございまして、慎重に考えました

結果、特に日銀さんのほうで御必要だということもございしまするので、その話に応じたものであります。

なお、資金運用部では引き受けることがかりにできなかったらどうか、こういうお話であります。それはまたそういう条件の場合のごときでございまして、今回は実は補正をお願いしておるわけでございますが、公債発行額は、これは租税の減収見込みに限つておる次第でございまして、追加するところの補正による財政需要に對しまする財源は、その他いろいろ手段でこれを調達いたしておるのでございします。先ほど来お話がございしました節約等もその一部でございしますが、そのほか、実はいろいろなやりくりをいたしておるわけでございます。したがって、そういうふうな与えられませんでした条件におきまして今回の補正を組んだ、こういうことでございまして、与えられませんでした条件が変わつてまいりましたれば、またそれに應じていろいろな手段は講じなければならぬ。ただし、日銀の引き受けによるところの公債を發行するといふ考え方は当初から全然とつておらないのでございまして、そういうことになるといふことは決してございしません。出資、融資の振りかへでありまして、政府部内に蓄積されておりますような資金を利用する方法でありますとか、いろいろなものを組み合わせてやつておるのでございまして、その辺は、日銀の引き受けに持つていったであらうということでは決してございしません。そういう方針は最初からとつたことは一度もございしません。むしろそういうことは適當でないといふ考え方で進めておつたのでございします。

○岩動委員　ただ、預金部としては、金融債を持つておればそれだけ利回りがいい、運用上そのほうが有利である、こういう立場になつたと思ふのです。ところが、今回の新たに發行される公債を持つては、表面金利は六分五厘、利回りにしまして六分七厘九毛五厘といふことが一応内定しているわけでありまして、そういういたしますと、金融

債と公債との関係において、非常などうか、ある程度運用利回りが悪くなつて損をする。かなり無理をして引き受けさせるといふことにもなりかねないものでありまして、この点は預金部として、運用利回り上損はしましてもあまりたいした影響はないんだ、こういうふうな考へてよろしいのかどうか。また、預金部の手持ち金融債がどの程度に減つてしまふのか、この辺のところをひとつ伺いたい。

○中尾政府委員　予定されます国債の条件と金融債の条件では格差がございしますわけで、その分でごく若干の得べかりし利益が減ることにはなりますが、資金運用部の経営上これが問題になるほどのことではございしません。ごくささいなものであります。問題は、やはり資金運用部にいろいろな性格がございまして、一つの役割りは金融的な経営をいたしております。しかも利を生まなければならぬ。郵便貯金その他の金の信託を受け

ておるわけでございますから、これらのものに対応しますところの運用は確保しなければならぬわけでありまして、同時に、経営である以上は、なるべく有利にということもございします。同時にまた、確實であるということも必要でありますし、同時にまた、公益のためにこれを役立たせなければいけないといふ考へ方も、政府の資金である以上当然あるわけでありまして、これらの状況を彼此勘案いたしますと、ただいま申し上げましたように、政府の内部におきまして運用資金をもちまして、こういう不測の事態によつて、きわめて異例の措置をいたしまして年度の途中で發行いたします国債等につきましては、まず、できましたならば政府の部のやりくりにおきましてこれを消化するといふことが適當な措置と考えた次第であります。もちろん、それによりまして、運用部に課せられたところの全体としての収益の必要性といふものを割り込むといふことは、これは問題でございします。決してそういう事態はございしません。いずれも運用部の目的に即して考へておる次第でございします。

なお、国債の保有につきましては、法律上も当然運用部の運用の手段として考へられております。何しろこれは零細な国民各位の預託された金でありますから、なるべく有利であると同時に、また確實なるものに回すということが常に念頭になければならぬ次第でございまして、それらの線に沿ひましてあんばいをお願いいたしまして、処理をいたしました次第でございします。

○岩動委員　公債の消化計画は、一月に七百億円、残り二月、三月でそれぞれ三百億円と、こういうような新聞記事も出ておるのでありますが、大体市中の金融の状況から見て、そのように理解をしておいてよろしいかどうか、お尋ねいたします。

○中尾政府委員　一月の七百億円という点につきましては、大体関係の方々も同じような御意見であるように理解いたしております。残りにつきましては、今回發行いたします国債の半額以下といふことを目標にして市中消化を考へております。それにつきましては、二月と三月に分けて残りを引き受けいただく、こういう計画になっております。大体お話し合ひによつてこれはきまるものであります。シ団がございしますと、シ団とのお話し合ひであります。それから、全体として年度内にこの程度大体お引き受け願えるであらうといふことにつきましては、金融界、証券界、財界等を集めましたそれぞれの方々の御意見も十分承りました結果、その見通しを得て計画を立てておることとございまして、大体お話し合ひのような筋に近いようなところはいくつかと存じます。ただし、額面どおり二月三百億円、三月三百億円といふようなことに相なりますかどうか、これは今後シ団との交渉によつて固まる問題でございします。

○岩動委員　問題は、多少前に戻りますが、發行条件として表面金利は六分五厘、そして發行価格が九十八円六十銭として、応募者利回りは六分七厘九毛五厘といふふうに伝えられておるわけでありまして、これは、一般の市中の金利の実勢から見

て、もちろんきめられたものと思うのでありますが、金融債あるいは政保債等に比べてなお高くはないか。これは、引き受けるほうの金融機関におきましてもいろいろ問題がございましょう。市中銀行の中でも、都市銀行については資金コストで十分買えるものであるけれども、その他の地方銀行等の受託金融機関におきましては持てない金利である、逆ざやになるという問題もあると思いますが、しかし、心配されますのは、こういう金融機関からいった場合に、日本銀行から安い金を借りられる、担保として入れた場合に借りられるということになってくると、公債を持つことが利ざやかせぎになる、こういうおそれがないか。戦前においては金利の公債等、一般のそういうような他の債券との金利の差が〇・五%ぐらいといわれておるわけでありましたが、それをかなり上回っておるというようなところに一つの問題点があるようにも思うのであります。特に金融機関、引き受け側においていろいろ強い要望もあつて、もっと高いものにしろというのを、大蔵省は、まあこの程度というふうには押えられたのかも知れないのであります。この辺は、今日の金融情勢においては、私は、相当金融もゆるんでいるので、もう少し考慮があつてしかるべきじゃないかという感じもしないではないのでありますが、この辺についての大蔵省の御所見をひとつ承りたいと思ひます。

○中尾政府委員 国債の発行条件、特に金利でございますが、これにつきましては一番大事な点は、先ほど来でございますように、まず円滑な市中消化をはかるという点にあるのでございます。もちろんこれと同時に、これは財政上の負担になるものでございます。その意味から申しまして、最も節約した姿でなければいけない、この二つをどこで調和をとるかという問題でございます。それらの点を彼此勘案いたしまして、先ほど申し上げましたようなレベルに突はきめたのでございますが、おのずからやはり現行の金利水準並びに金利体系というものが前提になりますから、

市中の実勢というものに即応した条件のもので出ましても無理が出てまいりまして、財政計画の運営に支障を来たすことになりまして、それからまた、引き受けられるほうに對しまして、これは不測の損害を与えることになりまして、問題は、現行金利の体系のもとにおきまして、当面の資金の需給関係からこれが無理がなく、ロスがななく消化されるという線をはねらつてきめたということに尽きるのでございます。金融機関側から、資金コスト等の関係で条件のよいものを発行してくれという要望があつたろうというお話でございますが、まあ商売でございますから、営業管理上そういうお考えを持たれる向きも出てくることは当然かと思ひますが、われわれ、もちろんそういうものも計算には入れております。しかし、何分にも公債のことでございます。従来のものと銘柄も違ひますし、また現在の国民の貯蓄形態から見まして、これは金融機関が中心になつてやらなければ国の財政は持つていかないというところは、国民各位も御承知の上であります。その辺は、相当財政といふものに御理解のある態度で御協力を願ひたいと私は考へております。いまの関係で決して無理はいたしておりません。

なお、資金コストの高いほうの方々に對しましても、逆ざやになる面も平均的に見ればあるわけでございます。そこに問題がございまして、いづれ、この公債政策というところによつて本格的な公債を発行してまいります。当然ここに流通も出てまいります。換金性もきつめて高い流動資産というところに相なります。一方で支払い準備資産としての新しい機能がおのずから生まれてくるわけでありまして、そういう関係もございまして、また、公債が特に平均の資金コストを割つては困るということがある場合に要当するものでもございませぬので、やはり金融機関をいたしまして、なるべく有利で、しかも確実なものに全体としてその資金を運用することに全力を傾けられることは当然でございます。そういうような場合

に、国債ということに相なりますと、これは久しぶりに発行したたものではございまして、けれども、これはきつめて信用の高い確実なる運用でございまして、そういう点を考慮いたしまして、相当部分をこれに投資されざるならば、その残りの部分におきまして相当果敢なる資金の運用も可能になるわけでございます。そういうような点もいろいろお考えの上御協力を願へたものと信じておる次第であります。

なお、日銀の国債担保貸し付けとの関係が順ぎやに過ぎるという問題がございまして、この問題につきましては、実はどうしてもそういうことになりまして、片一方は短期的な資金、しかも公定レートの問題がございまして、こちらまたこういう長期債の金利体系の一環として出てまいりますのでどうしてもそういうことになりまして、しかし、それだからと申しまして、日銀から金を貸してそれで買つてもらうとか、あるいは日銀から金を借りてこれを買うというところにはつながらないものと私は考へております。日銀のほうの公定歩合は公定歩合としてこれを操作してまいらう、また資金の調節は資金の調節としてそのルートでやつておられるわけでございます。公債の発行はそういうふうにして調節されたその資金の需給の見合つた市場の中でこの消化がはかられておるものでございまして、これは一応別のこととお考へ願ひたいのでございます。事実上そういうような動きといひますか、操作といふものは行なわれないうこととは、たぶん先生も御承知の上であると存じます。

○岩動委員 そうしますと、日銀に担保に入れた、安い金利で金を借りて利ざやかせぎの種にはならない、こういうふうにおっしゃるわけですが、そうなたた場合に、都市銀行はある程度の利ざやというか、資金コストから見て、買つても有利である。ところが地方銀行、相互銀行、信金等に至りますと、資金コストよりも高いものを持つて、こういうふうになつてくるわけでありまして、これは一体どうしてそんな損してまで公債

を持つのか、こういう疑問も出てまいりますが、この辺は銀行局長どうお考へになつていますか。どういふ趣旨で、あえて損してまで公債を持つのか。われわれとしては持つていただくことはたいへんけっこうだと思ひますが、商売に最も敏感な金融機関がどうして損をして公債をお持ちになるのか、そこら辺の心理をひとつ解明していただきたいと思ひます。

○佐竹政府委員 これは普通資金コストというふうにおっしゃるのとは、それぞれの金融機関のいわば平均資金コストでございます。岩動先生はなかなかその道の専門家でいらつしやいますし、釈迦に説法のようにございまして、同じ一口預金と申しましても、五分五厘の定期預金もございすれば、無利息の当座預金もある。当座預金の占めるウェイトというのはかなりの部分がございまして、一方、金融機関としては常に預金の支払いに備へまして支払い準備といふものを充実すべきが当然でございます。その支払い準備の形としては、最も流動性の高いものとしては現金、次は預け金であります。現金であればむしろこれは無利息であります。預け金にしても、普通は当座預金あるいは入れてもせいぜい通知預金くらいのもので、日歩七厘とか八厘とかいったようなものでございまして、そういうようなものがいわば支払い準備でございまして、そういう支払い準備の資産の中にはいまのような超流動性の高いもののみならず、やはり国債その他確実な有価証券といふものは当然考へていかなくちやならない、そういう意味で、支払い準備として持つということから申しますと、いわゆる平均資金コストと比べてこれは合わないわけかという考慮は、実は必ずしも必要ないわけでございます。ただ問題は、その場合に結局は量の問題になると思ひます。つまり、支払い準備として持つべき適正な部分といふものはやはりおのずからあるわけでありまして、そういうものをこえて多量に持つていくことになるれば、当然いまいおっしゃつたようないわゆる平均資金コストとの関係において問題が生じ

てこよう、したがって、その保有量というものが適正な支払い準備の範囲内にとどまっておる限りは、この点はさしてその心配はないのじやないか、かように実は思っておるわけでございます。

○岩動委員 私もういったような支払い準備的な意味でお持ちになっているので、また将来日銀との取引などがそれを持つことによつて開かれるとか、有利になるとか、そういうような将来も考慮しているという無理なところも持ったのじやないかというふうにも考えられるわけであります。

が、支払い準備だけで持つのだということになりますと、いまおっしゃったように限度が出てくる。したがって、将来相当多額の公債が発行されていく場合に、一体その支払い準備的なものとしてはどの程度の金額が一応考えられるか、その辺のめどは一応お立ちになっているかどうか。

○佐竹政府委員 その点は、つまり流動資産というものの割合をどの程度に保つのが適正か、これはいろいろ見方がございまして、たとえばイギリスのごときは、御承知のようにこれは法規等はございせんが、全くの商債行として少なくとも三〇％は流動資産として持つべきだということで行なわれておるようでございます。これは国によつていろいろ差もございまして、わが国の場合にどの程度か、これはやはりそのときの経済金融情勢いかんによつて非常に動いてくるものでござい

ますので、現在のところ直ちに将来を見越してどのくらいいいとか悪いとかいうのもいささか早計じやないかというふうにも思いますし、その辺は今後ともいろいろ情勢を見ながらいろいろと研究をいたしていきたい、かように実は思っておるわけでございます。

○岩動委員 次の質問者の時間も迫っておりますので、簡単にあととして申し上げますが、今度の発行価格が九十八円六十銭ということになりますと、発行価格差減額といえますか、これは予算補正三号でその分だけは公債を追加発行できると申しますか、そういう権限が与えられておるわけでありまが、その金額は九十八円六十銭とし

た場合には幾らになりますか。

○岩尾政府委員 三十七億円程度になるかと思

います。

○岩動委員 それから公債発行の券面券種はどのようなものをお考えおられるのか。これは個人が持つようになるまでの小額券面券種までお考えになつておるのかどうか、そこら辺をひとつ……

○中尾政府委員 券面金額は、現在のところ予定いたしておりますのは、千万円、五百万円、それから百万円、十万円ということをお考えしております。

いまの零細な分の個人消化というお話であります。これは現在シ団に当たるべき方々のお話し合ひでは、大体証券業者がこれを引き受けになるようなことになつておるのであります。全体の一個程度をこしは個人消化として可能であるという見込みを立てておられるのであります。それらの分にいまの券種を充てていくわけでござい

ます。十万円というのが一番こまかく、特にこれを潤沢に供給したいと考えております。

○岩動委員 次に、これは主として証券局の關係になるかと思ひますが、公債の市中消化を原則とした場合に、金融機関あるいは系統金融機関、投資機関等の大口のもの、さらにまた預金部等が今度入つてくるわけですが、こういったようなところだけを中心にした公債消化政策といひますか、考え方を持っておられるのか。私どもは、公債を發行する場合に公債市場といふものをどうして

も育成しなければいかぬ、それが前提なんだというふうには、実は昨年あたりの公債論議でも強く言われておつたわけでありまが、その後、個人消化はそう簡単にいかぬかもしれぬ、これは公債の安全性、有利性、換金性といったような問題がまだ戦後の国民にはなじみになつておりません

し、そういったような点から個人消化は時間がかかるにしましても、公債市場の育成といふことについては、どうも政府のほうでの手の打ち方がまだ不十分であるという感じがしてならないのであります。この公債市場の育成、つまり流通

市場をいかにして育成してまいるのか。今日までこれに對してとられた措置、また、今後とられるべき方策、措置、こういう点について御意見を伺いたい。

○松井政府委員 お答え申し上げます。

お示しのとおり、戦後初めて公債が発行されるわけでございますが、公債はその性格上、債券市場の中軸といひ、中核たるべきものでござい

まして、最も信頼性があつて、かつ最も流動性があるという性格を十分發揮するような流通市場の形成が前提であるというところは、お示しのとおりでございます。戦後長期資本市場、証券という形で調達

され、かつ流通が行なわれております長期資本市場下におきまして、株式市場は一方において相当発達してまいりましたけれども、債券市場一般の発達が非常におくられてきたといふことは、い

ない事実でございますが、これは金融市場あるいは金利機能あるいは消化の広さあるいは多様化、いろいろ流通市場を取り巻きます諸環境の整備が

おくれおつたといふところ、一番大きな原因があつたわけでありまが、過去数年来、まず事業債を中心にしたしまして、そうした困難はあるにしても債券に流通性をつけるという意味における公債の育成ということが大きな課題でござい

まして、関係者集まりまして鋭意勉強もしてまいつたわけでございますが、御存じのとおり、たとえば発行条件が固定化され、あるいは現実のマーケットの金利に比して発行条件にゆがみがあり過ぎる等、自由なブライズ・メカニズムが生きて

いうことであつて初めて債券市場といふものがでけるわけでありまが、そういう条件を欠いておつたといふので、非常に発達がおくられてまいつております。昨今ようやくそういう方面にも打開の道が開かれてまいりまして、実は三十一年に東京と大阪の証券取引所におきまして債券市場が開かれておつたわけでありまが、先ほど申し上げたような金融情勢等によりまして、昭和三十七年には事実上閉鎖になつておつたところ、本年八月十九日から事業債につきまして店頭配の交換を

実施をいたしております。さらに十二月二日に入りました、政府保証債、地方債及び利付金融債につきましてもオーバー・ザ・カウンターの商ひの

気配を交換をするといふような形で市場取引の前提条件としての気配交換といふものを一歩前進した形で実施してまいつたわけでござい

まして、来年一―三に控えました公債の発行を機に、まず事業債、政府保証債、地方債あるいは利付金融債等、すでに気配の交換をいたしております債券類につきまして、一そうその流通性をつけ、オーバー・ザ・カウンターの商ひも円滑にする意味におきまして、これを取引所取引に

持つてまいりまして、公定相場を發表するという方向に持つていくのが来年一―二ごろの課題じやなかろうかと思ひます。この機会に、証券取引所におきまして、上場条件、売買仕法その他の約束、あるいは上手手数料なりあるいは委託手数料を含めまして、取引所に上場されたときの

いゝんな場合の条件、規約等につきまして、いゝ鋭意勉強いたしておるところでありまして、これら債券類につきまして、おそらく来年早々には取引所あるいは証券業者の間において話がまとまり、大蔵省もそれに参加して方向づけができるという段階であらうと思ひます。なお、国債につきま

しても、こうした前駆的な手当てをいたしまして、広く大衆に消化された晩には、まずオーバー・ザ・カウンターの商ひが徐々に起つてまいつて

くるだらうと思ひますが、気配交換という段階を踏むかどうかまた問題でござい

ますが、たとえばそれを踏むことによつて、次には市場取引に持つていく、おそくとも来年の四月以降、最も近い機会にはおそらく市場取引が開始されるということに相なるかと思ひますが、お示しのとおり、債券市場の整備再開につきまして、この公債の発行を機にいたしまして、従来以上に熱を入れてや

つていきたい。諸環境の整備が要することでもありますので、また関係業界なり関係者の協力も十分要請申し上げねばなかなか実現し得ない。口で申しましても、すぐに市場へ上場すれば、円滑な市場

が開設できるんだというように誤解される向きもありますが、ぼつぼつあちこちの困難を克服しながら、自然に自由な円滑な市場形成に持っていくために、全力をあげて努力をしていきたいというふうに考えております。

○岩動委員 これまで私質問を終わらしていただきましたが、今回のこの法律は、先ほどの議論に明らかになりましたように、きわめて重大な内容を持った、意義のきわめて高い法律でございますので、私も十分に審議を尽くして、しかもできるだけ早い機会にこれを成立させなければ、せっかくの法律も意味がないという認識を新たにいたしましたわけでございますが、ただいまは景気がきわめて沈滞しておりますので、財政政策によつて景気を浮揚させていくという措置が今後大幅にとられてまいらなければならぬ。ところが、日本の経済の過去の経験におきましては、それが直ちにまた過熱の状態におちいっていき、それも多分にはないわけではございません。そこで財政当局、あるいは金融、通貨の番人としての日銀あたりがきわめて慎重であることもわかるのであります。ところが、ひとつタイミングを失わないようにやっていたら、今後公債発行の結果過熱の状態が起ったときに、これをいかにして引き締めていくのか、今日ではもはや金融の引き締め、金利の操作だけでは経済の動向を左右するということはいわゆる困難な状態になつてきたのではないかと、金利は国内金利のみならず、国際金利とのつながりがきわめて強くなつてまいつております。最近のアメリカの金利の引き上げが日本の金融市場にも、あるいは外貨の事情にも大きな影響を与えようとするような時代になつてまいつておりますので、この景気が過熱したときのことはいまから十分に対策を研究していただいて、ことに重要な設備投資については計画を立ててやっていくような必要もあるかと思つたのでありまして、この点については、ひとつ十分に公債発行と相合させて御検討を進められて、インフレにならない確たる

政策を実行に移していただかなければならない、かように考える次第でございますので、政務次官にひとつ最後にこの点に関するお答えをいただきたい、私の質問を終わらせていただきますと思ひます。

○藤井(勝)政府委員 先刻来、るる御質問を通じて、非常に理解ある御鞭撻を得たわけでございまして、ただいま御指摘がございましたように、現下の不況のよつて来たるゆえんのもの、先刻もお話を申し上げましたごとく、高度経済成長の裏面が出ておるわけでございまして、したがつて、これが対策はどうしても日本経済の体質を改善していくといふかまゝを持って、したがつてその対策も単なる景気循環的なものではなく、本格的に日本の経済を直していく、体質を改善していく、こういう総合的な視野に立つた長期的なかまゝで、いかなければならぬ。したがつて、さしあたり、いま非常に苦しいからといって、いきなり景気対策ばかりに走つても、これまたたいへんなことになりまして、両々にらみながらやつていかなければならぬ。しかも、今度おはかりをし、御審議を願つております補正第三号は内容的に質的に非常に重大な問題を含んでおる法案でございますが、さらばといつて、じっくり時間をかけてやる余裕がない、こういうことにジレンマに立つ現在の状況でございますので、その点を十二分に御理解をいただきまして、御熱心にひとつスピードを上げて御審議賜りますようにひとえにお願いを申し上げる次第でございます。

○吉田委員 奥野誠亮君。

○奥野委員 国と地方の関係につきまして、財政処理特別措置法案の諸問題をお尋ねしたい、かように考えているものでございます。次の質問予定者がすでに見えておられますし、また、人事院の給与局長にずいぶん長い時間お待たせした結果になつたわけでございます。そこで、人事院に関する質問だけを簡単に申し上げまして、委員長のお許しを得て、あとの質問は後日におくらしたい、かように考えるものでございます。

人事院の給与勧告を最大限に尊重していきたい、それは政府の態度でもあり、与党の考え方でもあるといふことは御理解いただいていると思うのでございます。反面、年度中途に勧告が出されて給与改定をさかのぼつて実施すべきだということについて、このことがそのまま地方公務員にも関連を持つてまいりまして、三千数百の地方自治体の問題にもなつておることは御承知のとおりでございます。このことにつきましては、私は、すべての地方団体と、こう申し上げても過言ではないと思つたのでありますが、困り抜いておるわけでございます。特に、財政当局者は悲鳴を上げておられます。同時にまた、議会に条例案を提案する、それについて住民の理解を得るにもだんだんと困つてきているということも率直に申し上げることができると思ふのであります。今回も昨年同様、人事院の勧告にありまして五月にはともさかのほれない、しかし無理をして、あえて九月にさかのぼつて実施しようということになり、この委員会に付託されております法律案におきまして、交付税及び譲与税配付金特別会計の中で、三百億円の借り入れを以て地方公務員の給与改定の財源に充てたいといふことになつておるわけでございまして、この措置によりまして、地方交付税の不交付団体につきましては、現実問題として適用にならないわけでございますので、国としてのこの種の財源措置はすることができないわけでありまして、しかしながらこれらの不交付団体におきましても、全く財源捻出に手段を欠いておるというふうな姿になつておるのはいささかでございます。

そういふような事情から、現実の人事院の勧告というものが財政当局者をも非常に困らしております。同時にまた、公務員にも結果的には不親切になつておると思ふのでございます。これをどう打開していけばいいの、か、人事院と一緒に考えていきたいんだ、こういう気持ちで私は若干お尋ねをしておきたいのでございます。まず第一に、人事院の給与勧告は、言うまでもなく形式的には国家公務員についての勧告でございます。

います。しかしながら地方公務員である教育職員にいたしましても、あるいは警察職員にいたしましても、法律の上では明らかにその給与は、国家公務員である教育職員や警察職員に準すべきものと定められておるわけであります。地方公務員の半ばはこれらの人で占められておるものでございまして、必然的に人事院の給与勧告は地方公務員にも非常に大きな関連を持つてまいりまう、かように理解していただいていると思ひます。また、さういふ理解の上に立つて勧告していただいていると思ふのでございますが、この点についてまずただしておきたいと思ひます。

○瀧本政府委員 お示しのとおり、現在の状況におきまして、人事院の一般職国家公務員に対する給与改善の勧告が地方公務員にも非常に影響を持つておるという実情は、御指摘のとおりでございます。

○奥野委員 現在人事院の給与勧告は、四月末現在の民間給与を調査されて、これを基礎として勧告が行なわれておるというように承知をいたしております。言いかえれば、民間給与と公務員との給与の間にどれだけの開きがあるか、これが勧告の基本になつておる、かように私は考えておるのでございます。しかしながら、法律的に考えても、民間給与は国家公務員の給与の参考にはしなればならぬけれども、民間給与そのものが国家公務員の給与でなければならぬといふことはどこにも書いていないはずじゃないか、かように考えるものでございます。民間給与を基礎として勧告をされておること、同時にまた、民間給与そのものが公務員の給与の基本でなければならぬ、参考とすべきものであるけれども、基本そのものではない、かように考えていいものかどうかについてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○瀧本政府委員 人事院は、四月中に支払われし四月分の給与を調査いたしました、それを基礎といたします。なお、もちろん御存じのことと思ひますけれども、生計費等につきましても配慮をいたし、現実には新制高等学校を卒業した

ました者、すなわち、われわれのほうで申します
初級試験、これは新制高等学校卒業者を対象とし
ておりますが、その初級試験合格者を採用いたし
ますときの給与というものを算定いたします場合
には、民間のこの種の初任給を調査いたしますと
同時に、標準生計費というものを人事院で算定を
いたしまして、その裏打ちをしておる、したが
いまして、現在やっておりますことは、おおむね
民間給与を基本にいたしておりますが、生計費
の配慮も、そういう意味におきましてやっております
ということでございます。御指摘のとおり、公務
員法には民間給与を基礎としなければならぬとい
う旨は書いてございせん。しかしながら人事
院が従前、十数年やっておりますことは、そ
れをやっておりますのでございせん。なぜそうい
うことをやっておりますかと申しますと、
民間給与というものの中間——民間給与がきま
りますのは、団体交渉できまったりいろいろな要素
できまるわけでございますが、その中にはやはり
消費者物価がどういふふうに変動したというふう
な、また生産性が上がったというふうなことの問
題も入っております。とにかく民間
の給与を問題にするということは、これは一番寄
りかかるといふことがあつたわけでございます
す。公務員法で民間給与を基礎としなければなら
ないとは書いてございせんけれども、やはりそ
のことを十分考慮してという趣旨のことは書いて
あるわけでありまして。最近では、各国におきま
しても、やはり公務員の給与を決定いたします際
に、独自にきめたいというふうな考え方もある
わけでございますけれども、やはりそれでは
ささげが十分でございせんために、いろいろ議
論を生ずるということで、イギリスにおきま
しても、アメリカの連邦政府におきましても、やはり
同種の民間給与を参考にいたすというふうな方向
にまいってきておるといふのが現在の実情であり
ます。

○奥野委員 高校卒の初任給について、生計費等
を参酌しているというお話がございましたが、基
本的には民間給与によつておるのだということ、
しかしながら法律的にはそれを参考にすればいい
のであつて、そのとおりでなければならぬとい
うことはないので、こう私理解したのでござい
ますが、そのとおりでよろしうございませう
か。

○瀧本政府委員 ちょっと理屈めいたことを申し
上げて恐縮でございますが、現在の一般職の給
与法と申しますものは、これは国家公務員法が予
定いたしております法律とちよつと違つたのでござ
います。暫定的な法律ということに現在相なつて
おります。そこで、国家公務員法の六十四条に
は、国家公務員法が要求いたします給与準則、
給与法でございせんが、これをつくるときにはこ
ういふ基準でつくりなさいといふことが書いてあ
ります。それをちよつと読み上げてみますと「給
与準則には、俸給表が規定されなければならぬ
い。」「俸給表は、生計費、民間における賃金その
他人事院の決定する適当な事情を考慮して定めら
れ、且つ、等級又は職級ごとに明確な俸給額の幅
を定めていなければならぬ。」これは直接給与
準則ではございせんけれども、それにかゝる給
与法であるという意味におきまして、この条文を
根拠にいたしまして現在の考え方をいたしておる
次第であります。

○奥野委員 時間の関係で端的にお尋ねをいた
しますが、要するに、人事院はいままで四月末の現
在で民間の給与を調査をされて、それに基づいて
人事院勧告を出されておる。これが法律的にこれ
以外にはよれないのだという性格のものではな
い、そう私は理解をしたのですが、それはそれ
でよろしいのでございませうか。

○瀧本政府委員 これが唯一絶対のものであると
いうわけではございません。

○奥野委員 私は、やはり人事院勧告がそのとお
りに予算化されるということが一番大切なこと
じやなからうか、したがって、また人事院勧告の
時期とか態度とかいうものは予算に盛り込まれや

すいということをお考へることが一つの重要な要素
であるはずだ、かように考へるわけでございます
す。この点について御所見を伺つておきたい。

○瀧本政府委員 申し上げるまでもございせん
が、公務員には現在団交権等労働基本権が制限さ
れております。その代償といたしまして人事院の
勧告機能というものがあつたわけでございます。そ
ういふ観点から見まして、それが一番の骨子であ
るというふうには思ひますけれども、ただいま御
指摘の点等につきましては、これは十分研究をいた
して、無用の摩擦を避けることができれば、これ
は最大限の努力をいたすべきである、このように
考へます。

○奥野委員 人事院が自分の考へた時期、内容ど
おりに何でも財政当局者がやらなければいけない
のだ、やらないことが間違つておるのだというこ
とは、やはり反省をすべきではないか、私はこう
いう感じを抱いておるものでございせん。特に人
事院が八月に勧告をされて、五月にさかのぼつて
適用しろとおつた。しかし、実際問題として
財政的に不可能であつて、十月ないし九月にさか
のぼつて適用されたというふうな食い違いが数年
間続いておるわけでございます。数年間このよう
な食い違いが続いたという事実は、次の人事院勧
告にあつては十分考へていただくべき材料じや
なからうか、私はかように考へるものでございま
す。同時に、政府におきましても、与党におきま
しても、やはり公務員の円滑な遂行をはかつていく
ためには、公務員の生活の安定を考へていかなけ
ればならぬ、これが基本だと考へておるものでご
ざいます。にもかゝらず人事院勧告そのまゝに
受け入れることができていない結果、公務員たち
から政府や与党が不必要に誤解を受けているとい
うことを考へておるものでございまして、政府や
与党は不当にむずかしい状態に追い込まれてい
るじやないか、かように考へるわけでございます
て、いま申し上げました数年同じ状態が続いてい
るということ、今度の勧告にあつてはもう一
べん深くお考へをいただきたい。そしてともども

に人事院勧告がそのまま採用され、公務員の生活
改善にもそのとりに役立っていくというふうな
方向を見出していきたいものだ、かように考へる
ものでございせん。

これできょうの質問を終わらしていただきま
す。

○吉田委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 私はこの際財政法の特例法について
いろいろとお伺いをいたしたいと思ひますが、こ
の法案の出し方等につきましても、われわれ野党
として見ておりますと、非常にイージーゴーイン
グな大蔵当局の態度ではないかといふことを残念
に思つております。そういう意味におきまして、
財政法の特例法に触れる前に、若干財政のあり
方や景気の見通し等についても、若干財政のあり
方をお考へたいと思つたのであります。

最近におきまして、大蔵大臣は財政の景気調整
力というものを相当高く評価しておられるよう
であります。この際あらためて伺つておきたいと思
うのでございせんけれども、政府は財政の、日本
経済の景気の動きに対して持つておる影響力、そ
のインフルエンスといふものを、量的に、質的に
どの程度にお考へになつておるかを伺つておきた
いと思ひます。

○藤井(勝)政府委員 勢頭からいへん難問題の
御質問でございまして、この答えがすつきりで
ございまして、私は一つ次元を下げて竹本委員に
御理解をいたしたいと思ひますが、やはり基本
的には自由主義を前提にしておりますので、政府
がいろいろ取組みを進めていきますのは、一つの
土俵をつくるという、こういう進み方になるのだ
はなにかといふふうにお考へてございまして。し
たが、いろいろの財政支出の、景気対策、経済
成長にはね返る影響力というものは、政府側のみ
ならず、国民側の総合的な努力の集積、こういう
ことにひとつ考へ方を持つべきではないか、こう
いうことが第一点。それからやはり大蔵大臣が絶
えず言われておりますことは、従来、景気が非常

も、景気を直す、あるいは景気が立ち直るといふことは操業率においては何%くらい——たとえば三十六年は八五%でありましたが、それがいまは六七・一%に落ちておるのでありますけれども、どの辺まで操業率が返ってくれば日本の経済は正常な姿に立ち戻ったというふうに考えられるのであるか、その辺をひとつ伺いたい。

これに関連をいたしまして、損益分岐点というものが最近非常に上がってまいりました。ことに、こういうふうな三分の一は覆えておるなどということになりまして、経営者の立場においても苦しい悩みの条件がふえておると思つてございすけれども、先日の本会議においても問題にされたようにございすけれども、この損益分岐点というものは最近においては何%くらい上がったと見ておられるか、またその結果、生産額において何兆円ぐらゐは無理やりにも生産をしなければならぬというふうな矛盾に経済界をおとしれておるか、その点についてのお考えを伺いたい。

○田中説明員 稼働率の問題でございすけれども、これは御存じのように、それぞれの業種で非常に異なるわけでありまして、全体として幾らの設備稼働率になれば景気がよくなった、あるいはそれが幾ら幾らだからまだよくない、そういうふうには一がいに言えないというふうに考えておるわけでございます。企画庁としては、稼働率の問題から全体を判断するのではなく、やはりいろいろの経済指標、たとえば鉱工業の生産指数、そういったものが徐々にでも上向くということになれば、あるいはまた商品の市況がやや安定する、ますます下がるといふことでなくて、回復していくということがありますれば、それでもつて景気が回復してきた、こういうふうな判断しているわけでございます。

○竹本委員 損益分岐点の問題は御答弁がなかったもので、またあとでお伺いをいたしたいと思つていますが、いまの答弁はほとんど答弁になっていないと思つておる。たとえば一がいに言えない、そんなことは常識でわかつておりますが、一がい

に言えないということは、何にも言えないということではないのです。でありますから、鉄なら鉄あるいはセメントならセメント、そういうものを一つの具体的な例として言われてもいいのだけれども、いずれにしても、現在の六七・一%というものが八〇%になれば大体日本の経済というものはやや健康状態に回復したのだというふうに言えるのか、あるいはそういうことは全然目安を持たず、ただ漫然と景気はつま先上りになるであらうというふうなことを言っておられるのか、その辺のことを伺いたしたいのです。マクロとミクロの問題が出るのもその点なんです。でありますから、結局日本の企業の実態が今日は予想以上に悪いので、二千五百九十億円の減収があるんじゃないですか。そうしてみれば、この減収の原因を考へてみれば、企業のそれぞれの内部における矛盾、悩みというものが問題なのです。その悩みと矛盾をどの程度に解決することをもって景気回復の目標にしておるかというのを伺ひたいと思つておるのですから、一がいに言えないなんというところは答弁にならないと思つておるのです。

○田中説明員 稼働率の問題につきましては、稼働率そのものの見方あるいは統計そのもののとり方が、ことに通産省でとっているわけでございますけれども、まだこれについて確たる自信のある統計数字を実は持つておらないわけでございます。したがって、先ほど申し上げましたように、全体としてどれだけの稼働率になれば経済としては非常にいい状態である、幾ら幾らになれば悪い状態であるというところは、いまの日本の稼働率の統計のとり方、あるいはいまの現状における不備と申しますか、そういうものからはなかなか判断できないというものが、残念ながらいまのわれわれ経済に従事しておる者の見方でございす。ただ、国際的に見ますと、稼働率が、かりに能力一〇〇%といたしまして、何か特別の事情とか、あるいは御存じのように鉄鋼などは何年に一べん高炉の積み直しをやらなければいかにぬというふうな問題、あるいは化学工業においてはパイプの中をきれい

にしなければいかにぬというふうな問題もございすので、そういうことを考えますれば、生産能力について一〇%ないし一五%くらいというところの予備を持つておることが必要だというふうにいわれておりました、そういう点から申しますと、個々の業種についてそういうような程度ではないかというふうに思いますが、現在の日本の統計数字から直ちにそれをどこまでいけばいいということには申し上げかねるというのが実情でございす。

○竹本委員 ただいまの参事官の御答弁ではちよつと納得できません。いまの統計のとり方、その他において客観的、科学的な正確を期しがたいものがあるということと、だからそんなものは信用しない、あるいはそんなものは目安にしようということも考えていないというふうな結論にちよつと受け取れるのですけれども、これはそういうふうなことは言い過ぎであつて、そんなものならば、そんなに信用のできない稼働率なんという表は一切政府は発表しなければいい。全く役に立たないミスリーディングであつて、すべての人の判断を誤らせるようなものであるならば、それはおやめになったほうがいいと思つておるのです。しかし、そうではなくて、この稼働率というものは、完全に一〇〇%正確ではないにしても、ある程度正確に景気の動きというものをあらわしておる。ただいまも御答弁がありましたように、現在の六七・一%といったようなものは問題にならない悪い状況であつて、少なくとも八〇%までくらくらくは、不正確な数字ではあつても全体として八〇%をこすくらいのことまでは持つていかなければ、景気が回復すると各企業の実態がよくなつてくるといふことにはならない、私はそう思つておる。それに對しては、この操業率の数字はあ

ようなことはやめられたほうがいいと思つて。そうでなければ、今度は逆にこの指標を現在七〇%を割つておるが八〇%をこすところまでは、たとえば来年上半年期までに持つていくとか、秋までに持つていくとかいうことを目標にして努力をしておるということではなければ、私は大きな経済政策のかじとりとしてははなはだ無責任な方になつておると思つておるが、意見を申し上げてこの上追及はいたしません。

そこで、第三番目の問題として伺ひたいのであります。税の落ち込み等の問題、また来年における税収入の問題と関連をいたしますが、七月二十七日以来特に強められております政府の不況克服についての方策というものは、私は大体三つであると思つておる。一つは輸出の振興、一つは金融の緩和、一つは財政によるてこ入れ、大体この三つと思ひますけれども、その効果をどの程度に政府は期待しておられるか。

〔委員長退席、金子（二）委員長代理着席〕
逆に申しますと、私は、この三つの政策の効果は政府のお考えとだいぶ違つておるのじゃないか、距離が相当あるのではないかと、政府の思われるようにうまくいっていないのではないかと、またいき得ないのではないかとという点を考えておるのでございす。

まず最初に、たとえば、輸出の振興ということ政府も力を入れておりますし、幸いに最近輸出は調子がいいのであります。しかし、その調子がいいという輸出も、実は伸び率を見ますと、去年あたり三〇%伸びたものが、ことしは半分以下になつておる。一二、三%になつておるようでありまして。そうしてみると、輸出の振興はまず量的につまずいておる。次に質的な問題でございすけれども、投げ売りして申しますか、あるいは不景気の換金輸出と申しますか、そういう面では私は先般アメリカに参りましたときに面

のでありますけれども、五万円のテレビを二万円くらいで売つておるのがある。二万円の電気洗たく機を五千元で投げ売りしておるのがある。先

だつては平岡議員がお話しになりましたように、ブルーバードも五十八万円するのを三十二万円で売つておるといふ例がある。こういうふうにして考へてみると、人によつては、輸出の三分の一までは換金のための輸出であつて、日本の富をふやすという形における、したがつてまた、日本の景気を刺激するという形における輸出にはなつていないと言ふ。こういう輸出を幾ら増強してみても、それが九十五億ドルの輸出になつたとしても、これは日本の経済の景気を転換してよくする方向には作用しないと思ふのでございすが、その数量的な見通し、いま申しました質的な矛盾の点についてのお考えを承りたいと思ひます。

○田中説明員 最近の日本の輸出は、御存じのやうに非常に伸びておるわけですが、これがこの不況の圧力による押し出しの輸出じゃないかというやうな御質問でございすけれども、われわれは必ずしもそれは考へておらないわけではございす。御存じのやうに、日本の経済はこの五、六年、民間の設備投資が非常にたくさん行なわれたわけではございす。このために供給力もふえましたことはもちろんでございすけれども、国際競争力というものが非常に強化されたことはまぎれもない事実でございす。また、その設備投資の導因となりましたものは、技術革新と申しますか、外国の技術あるいは国内技術の開発によるものでございまして、したがつて、これが国際競争力の強化の裏打ちになつておるとは一般の認めるところでございす。したがつて、その基礎のもとに輸出が出たわけではございすが、また輸出が出るためにはもちろん相手側というものが無いといふわけではございす。相手側の世界の輸入需要というものはことしあたりは非常に伸びておりました、御存じのやうに、日本の輸出先としては非常に経済が好況である。そういう点から申しまして、両々相まって日本の輸出が伸びておるわけではございまして、決して現在の輸出がいわばダンピング的な、コストを下げておるとい

うようなことはないわけではございす。○竹本委員 どうも答弁が食い違つてばかりおつて残念でございすが、私は、供給力が日本において非常に伸びた、国際競争力が最近において伸びてきたといふことを否定した覚えは一つもありません。問題は、それにもかかわらず、国際経済のいろいろの動きの中から、現実に日本の輸出の数量が、去年に比べてことは伸び率がうんと減つてはいないか。幾らになつてゐるか、それでは数字を聞きましよう。それで、その数字の変化の中から読みとれることは、政府が輸出を増強することが景気を転換する大きな柱の一つに考へておられないのであるなら別です。それが大きなささの柱になつておるとするならば、その柱が予定どおりに伸びない矛盾を持つておるではないかといふことを聞いておるのです。それから、先ほどの投げ売り輸出みたいなものも、全部がそうだとおはしませんが、それは人によつては三分の一と見るが、政府は一体それはないと言はれるのであるか、あるとすれば、どの程度に見ておられるかといふことを聞いておるのです。きつめて数字的に、客観的に聞いておりますから、そういう意味で御答弁を願ひたいと思ひます。

○田中説明員 輸出の数字でございすけれども、昨年は七十億ドルでございまして、前年比一六%、本年度、昭和四十年の見込みでございすが、これは八十五億ドル、前年に比較しまして二一%近い伸びでございす。したがつて、昨年と比してことし特に輸出が落ちてゐるといふことは無いわけではございす。○竹本委員 伸びが落ちておるといふことを言つておるのです。○田中説明員 伸びが落ちておるといふこともさほどでないわけではございす。と申しますのは、たとえば三十九年度におきまして輸出が七十億ドルだといふ中身を見ますと、これは第三四半期、四半期と、あとのほうで非常に伸びておる。平均いたしましたものと四十年の四月からの高い水準と比較いたしますと伸びが少くないといふやうな

ことになるわけではございまして、必ずしもこの数字そのまゝを三十九年度の伸びに比して、四十年度が著しく落ちたといふことにはならないわけではございす。また、ダンピング輸出がどれくらいあるかといふことにつきましては、これは統計もございせんし、遺憾ながら数字は持つておりませんが、おそらくさうなものはいさゝか多くはないと思つております。

○竹本委員 輸出の問題につきましては、私は大ざっぱな見方じゃなくて、もう少し月々の動きといふものを見なければならぬと思ひますけれども、時間がありませんので省きます。ただ、いまのお話の中でもわかるやうに、昨年二六%ぐらゐのものが、ことしは二一%ぐらゐに伸びがとまつておるといふことは事実でございまして、これを来年は何%見るべきかといふことについてはいろいろと討議するべきだと思ひますけれども、この辺で次の問題に移ります。

銀行局がお見えになつたやうでございすから伺ひたいのでありますが、政府は、この不景気を直していくといふことについて、いま申しました輸出の振興を大きな柱、次は金融を緩和と基調に持つていて、金利負担の軽減をすることにも、特に貸し出しその他金融を緩和して、これによつて景気を大いに上げていこう、こういうお考えのやうでありますけれども、公定歩合が三厘下がつた中において銀行の資金コストは平均幾ら下がつたか、銀行の貸し出し金利は何%下がつたか、それは公定歩合との関係において何分の一になるか、伺ひたいと思ひます。

○青山説明員 金融機関の貸し出し金利につきましては、かねてからこの引き下げについて努力をいたしておるわけではございす。本年に入りまして公定歩合が三厘下がつたわけではございす。この間におきまして、市中の金利は、一月から十月末までの計数をとつてみますと、この十カ月間で、日歩にいたしまして一厘一毛八厘下がつております。これは都市銀行の例でございすが、十月末で、十カ月間で一厘一毛八厘下がつておりま

す。大体従来の経験でございすと、公定歩合が一厘下がりますと、いわゆる連動性ある貸し出しといふものがある程度、全部ではございせんが、大体二分の一の五毛程度下がるというのが従来の大体の実績でございすが、その点で三厘下がりましたのに対して、十月までで一厘一毛八厘と、まだ全部金利引き下げの実績が出てゐるとは限りませんので、今後もさらにこれの引き下げについては努力をしてまいる考へでございす。

それから資金コストのほうでございすが、特に公定歩合に關係の深い都市銀行をとつてみますと、三十九年の下期の資金コストが六分七厘でございす。それが四十年上期で六分三厘七毛、こ

ういふふうになつております。○竹本委員 金利引き下げの効果がまだ半分以下であるといふお話でございしました。そこで私二つ申し上げたいのでありますが、一つは、銀行が政府の方針にはなはだ非協力なのではないかとこのことでもあります。一体銀行はどの程度熱意を持つて資金コストの下がつたのに相應じて貸し出し金利を下げる努力をしておるのか。それに対して、もう少し具体的に銀行の努力、また銀行に努力させるやうに大蔵省がどういふ積極的な努力をされたのであるか。それからその引き下げの効果といふもの、いまお話もありました

が、従来でも半分といふのだけれども、その一定の目標までにはいつごろまでに持つていくお考えであるか、その指導の心がまえも承つておきたいと思ひます。○青山説明員 金融機関の貸し出し金利の引き下げにつきましては、従来から金融機関自体が経営の合理化を進めまして、極力の資金コストを下げ、貸し出し金利の引き下げに努力すべきであるといふふうな、機会あるごとにわれわれは各金融機関に対して指導をいたしておるわけではございす。最近におきましては、いろいろの金融機関の会合等におきまして、たとえば全国銀行協会あるいは相銀協会、信金協会等を通じて、極力貸し出し金利の引き下げに努力すべくこれを指導

いたしております。金融機関のほうにおきましても、特に中小金融機関の場合は公定歩合との連動性が少ないわけですが、これにつきましても、歩積み、両建ての制度とともに、実質の金利負担の軽減に努力を続けさせておられるわけでございます。金融機関自体におきましても、なおわれわれとしては不十分な点があるので、さらに今後この金利引き下げについてはできるだけ努力するように指導いたしておりますが、大体いま申しましたように、日銀の公定歩合が三厘下がりましたので、都市銀行であります、その半分の一厘五毛というのが一つの目標になるわけでございます。これにつきましては、十月末では、いま申しましたようにまだ一厘一毛程度でございますが、ただ十一月の数字がまだはつきりいたしませんで、速報でございますが、大体九厘下がっておりますから、大体一厘二毛になるわけでございます。今後なお引き続いてできるだけ努力して下げさせるように持っていきたい、こういうふうに考えております。

○竹本委員 大蔵省もお聞き及びだと思っておりますけれども、銀行は、この不景気の中に国民懇望と申しますか、あるいは中小企業その他からは非常に恨まれており、憎まれており、非常な反感をかっておると思うのです。これは銀行行政をあずかっておる大蔵省としても非常に責任のあるたいへんな問題だと思ひますが、今後とも大いに努力をしていただかなければなりません。どうも銀行は大蔵省の言うことに對してはきわめて非協力であるという説があるが、はたしてどうであるか、これをひとつ伺いたい。

さらに、それと関連をいたしまして、いま機会あるごとに銀行には、金利を下げて、コストの下がつた分だけ下げるように、公定歩合の半分は少なくとも貸し出し金利を引き下げるようにというお話がありましたが、十分下げていないし、またこれから努力の余地がたぐさある。そのおかげで、たとえば九厘期決算でおもな会社が二・一％ぐらい減益になつておるのに、銀行だけは

もうけておると聞いておりますけれども、大蔵省が押えておられる数字によればどれだけの増益になつておるか、伺いたい。

○青山説明員 金融機関の決算のことにつきましては、非常に金融機関だけがもうけておるのではないかと御批判がいろいろあるわけでございますが、御承知のとおり、金融機関と申しますのは、いまさら申し上げるまでもございせんが、預金者の大事な預金を預けておられて、あくまでも健全にいかねばならぬわけですね。したがって、やはり毎期安定した収支というものが、必要なのでございせん。したがって、いろいろほかの事業会社とはその性格的に異なる点があるわけでございます。景気の波によって、非常にもうかつたりあるいは非常に損をしたりというふうなことがあつてはならないわけ、と同時に、健全な経営というためには、相当内部留保を厚くして、預金者保護ということに徹底いたしていかねばならぬわけでございます。そういう面でも、外からごらんになりますと、景気の波と関係なく、まあ景気のいいときには目立たないわけでございますが、景気が悪くなると、何か金融機関だけがひとりもうかっているように見えるわけでございます。そこにやはり本来金融機関の特殊な性格というものがあるわけでございます。今期の決算につきましては、都市銀行のほうの決算が収益が高くなりました。この原因は、最近の金融情勢を反映いたしまして、都市銀行が非常にバーローンになつておる関係で、外部負債が非常に多いわけでございます。特にコールに依存する割合が高いわけでございます。従来は、このコールが二銭五厘であるかあるいは三銭であるとかいうふうな非常に金利が高かつたわけでございますが、最近の金融情勢を反映いたしましてこれが非常に下がりました。従ひまして、外部負債に對する支払利息というものが減つたこと、もう一つは、日本銀行からの借入れ金に對する利息が減つたというふうな二つの原因が響きまして、都市銀行の決算は一応この九厘期は収益がふ

えたわけでございます。同時に、相互銀行、信用金庫あるいは地方銀行の収益の状況は、逆にそれだけコール等によりまして収入が減りまして、収支状態は悪くなつております。したがって、金融機関全体といたしまして、都市銀行、地方銀行、相互銀行、信用金庫等を総計いたしまして比べてみますと、都市銀行のような伸びを全部いたしてはいるわけでございます。これはやはりこういう金融情勢の過渡期における一つの現象であるというふうなわれわれは考えておりますけれども、やはり金融機関としては極力いま申し上げましたように貸し出し金利の引き下げ、自分自身の経営の合理化ということ等をさらに徹底して努力すべきであるというふうに指導いたしております。

全国銀行の計上純益を申し上げますと、全国銀行の上期の計上純益は約一千四百億円でございまして、前期に比べて百三十億円の増加で、増加率は一〇・二％になつております。前期の増加率は百四十五億円で、増加率は一二・九％ということで、前期のほうは絶対、相対の増加額はふえております。今期は都市銀行のほうがよくつた反面、地銀の伸びが悪かつたということがいえるわけでございます。それで、都市銀行の計上純益は今期七百四十八億円でございまして、地方銀行の計上純益が四百四十三億円でございまして、都市銀行のほうの伸びが百二十七億、地方銀行のほうは三億、純益が伸びておりません。こういう状態になつております。

○竹本委員 いまの御答弁の中にもちよつと受け取れないところがあるのですが、たとえば会社といたしまして、もうけるときもある、損するときもある、そういうふうなお話でありますけれども、銀行の場合にはそうではなくて、ある程度内部の蓄積もして安定させなければならぬという銀行の若干の特殊事情はわかりますけれども、しかし、私は、やはり会社といへども、その点は全く同じで、大蔵省銀行局が特に銀行の場合に寛大に見てやるというお気持ちもわからぬではありせんけれども、しかし、その気持ちが逆に銀行を乗せ

しめることになりはしないかということをおそれるのであります。そこで、いま民間一般が二〇％もしくは二一・一％減益になつておるときに、事情はいろいろありますが、一〇％をこえる利益を計上しておる銀行のあり方に大蔵省としては何らの疑問を持たないのかどうかということについては、政務次官から御答弁を願ひたい。さらに、この一〇％の利益をあげておる一つの大きな原因として、中小企業等に対する貸し出しについては、ほとんど金利を下げていないということをおわれわれは強く訴えられておるのでありますけれども、大蔵省はどういうふうに見ておられるか、それを伺いたい。中小企業に對して、たとえば二銭三厘、二銭四厘といったようなものに対する貸し出しの金利はほとんど下がつておらぬ。大蔵省はどういう御指導をされておるか。さらに、量的に見ましても、中小企業基本法ができて以後におきまして、逆に中小企業の占めておる貸し出しの中のシェアは減つておる。ことに今日のような不景気の場合には、中小企業のために大いに金融も力を入れてやらなければならぬ、シェアはふえなければならぬと思うのに、逆に減つておるというふうに考へる。二四・五％しかないと思ひますけれども、そのシェアの動きについて具体的な御答弁を願ひたい。

○藤井(勝)政府委員 金融機関のあり方の問題についていろいろ御意見が出たわけですが、御意見、御質問の趣旨は私もよくわかるわけでございます。やはり生産があつて初めてその上に乗つかる金融機関という、こういう受け取り方もできるわけでございます。あるいは、あるいは、金融機関のありつぱな建物、容貌、こういったものを見るたびに、一体これをささえるものはだれかという反問が絶えず頭に浮かぶわけでございます。そういう精神からいたしまして、金融機関がその資金コストを下げて、日本の経済、いなむしろ経済そのものに奉仕するというかまを金融機関が徹底しなければならぬということは御趣旨の点、全く同感でございます。ただ問題は、先ほど

銀行局の青山調査官から答弁をいたしましたように、反面貴重な預金者の金を預かっておるといふ面がございまして、その点が指導行政に当たる銀行局としてもいろいろ配慮し、苦慮をいたしておるところでございまして、その点を金融機関側が、その扱いに便乗いたしまして安易な経営は断じて許されたい、このように思うわけでございまして、御趣旨の点は、一そうこの不況時に対処すべき金融機関のあり方としてよく今後の施策に反映させなければならぬ、このように思うわけでございまして。

それから、中小企業金融の金利が下がっておらないではないかという御質問であります。現に九月から商工組合中央金庫、これは全体平均いたしまして約三厘下げしておりますことは御案内のとおりで、それを契機といたしまして、銀行局も市中銀行、地方銀行に対して中小企業向け金融条件の緩和、改善ということにいろいろ行政指導をやっております。

具体的な点は後刻青山調査官から答弁をいたしますが、もう一つ、中小企業金融のシェアが狭まっておりますのではないかと御指摘でありました。なるほどこの数字を見ますと、最近の数字はそのとおりであります。この点については、ひとつこの事実を御理解いただきたく思います。まずことは、御承知の中小企業金融として分類をいたしますものは、中小企業基本法にのっとりまして、資本金五千円以下、従業員の数、こういう制約がございまして、かつて中小企業であったものが高度経済成長政策に沿って資本金を増して大企業の分類に入った、こういう面が相当あるようございまして、この点も内容的にいろいろ私もシェアの下がった事実を見て、関係当局に指摘をし、いろいろ事情を調べておる、こういう状態でございます。

○青山説明員 中小企業向けのお話でございます。いま政務次官からお話し申し上げました政府金融機関につきましては、九月から年利三厘下げたわけでありまして、ただ、一般の金融機関に

つきましても、基本的には先ほどのような態度で臨んでおりますが、実際の問題といたしましては、全国銀行の金利別の貸し出し比率、割合がございまして、それを見てまいりますと、全体の構成比が従来よりも低いほうにウェイトが高まっております。たとえば二四四厘台は六月ごろには全体の一〇・三八%を占めたわけでございまして、それが九月には九・六一%の割合に落ちております。そのかわりに、たとえば二銭一厘台のほうが一〇・六八%から一・九八%にふえるというふうな、低い方向にウェイトが動いておる。こういうことによりまして、いわゆる公定歩合に直接連動する以外のものにつきましても極力引き下げるほうに動いておる、そういう姿がやはりこれによってうかがえるというように考えております。

○竹本委員 いま政務次官の答えの中に、シェアが減ったようだけれども、それは中のものが大の中に入ったのだという御答弁がありました。政府はよくそういう御答弁をなさるのでございましてけれども、これはひとつお互いに冷静に考えてみたいと思ふのです。小のあとへまたあとから入ってきたものもあるだろうし、大から中へ落ちたものもあるだろうし、いろいろ考え得ると思うのです。的確な問題は他日を期して議論いたしてみたいと思ひます。

それから、いまの中小企業金融は、確かに動きを見れば割安のものがふえてきつつあることも事実でございましてけれども、町で悩みを訴えている人たちが、特に零細企業等の場合にはほとんど下がっていないというふうなこともよく注意して見ていただきたいと思います。これは希望を申し述べて次の問題に移りたいと思ひます。

第三の柱は、財政のてこ入れの問題でございまして、私は、これは十分にいていない。これは大蔵大臣自身も、財政投融資の場合等につきましても、十一月ごろからやと本格的にこれが作業を始めるんだというふうなお話もありましたし、確かに手おくれでございまして、時期的にもタイミングが非常に合っていないのみならず、量

的にも、はたして十分であるかどうかということ、非常にこれは当時から議論がありました。しかしながらそのことはきょうは論ずる時間がありませぬのでやめますが、結論として、輸出振興にしても、金融調整にしても、財政のてこ入れにいたしまして、少なくとも政府が考えておられることの実効をおさめ得るということは非常に困難だ。だから株は上がった下がりたりして、一時非常な勢いで盛り返したように見えたダウ平均もまた落ちた。最近はまだ公債インフレ期待で上がっておりまして、少なくとも実需の裏づけというものが十分でないことだけは確かでございます。

そこで私は次の問題に入るわけでございまして、こうした条件の中で、いま政府の考えておる、あるいは期待されておる三本の柱も、少なくとも十二分の効果を期待できないといったような条件の中で来年に経済が推移した場合に、来年の経済成長率は経済企画庁として何%に見ておられるのか、承りたいと思ひます。

○田中説明員 来年度の経済成長率でございまして、これはまだ来年度の予算の規模あるいは財政投融資の規模がはつきりわれわれに報告されておられませんので、まだきまつておりませんので申し上げかねますけれども、大体実質七ないし八%くらいと考えております。

○竹本委員 七%程度に実質の成長を期待されておるようでありましてけれども、そのデータを論議する時間もありませんから、私はここで警告をしておきたいと思ふのでございまして、すけれども、従来、たとえば、ことしの経済成長だつて、名目一%などと言つておりました。しかし、現在具体的な動きを見ておりますと、おそらくその半分であらう、実質成長も三%に達することもできないというふうな、経済の見通しが非常にでたらめと申しませぬけれども、いつも計算が違ふ。せんだったの本案議における藤山経済企画庁長官は若干違ふという答弁をされました。私はちよつとことばの中にはいろいろ幅の広い解釈ができます

けれども、しかしながら従来の政府の統計を見ておきますと、たとえば民間の設備投資などというものは、この過程において六・九%くらい予定されておつたものが一六・七%伸びた。物価は中期経済計画二・五%と思つたところが七・八%、こゝしはもう八%、大體間違ひなからう。ことしの経済成長も一%と思つたら六%があぶない。まるで半分以下に変わった、あるいは四倍近く上がったりにしている。これは単語の使い方は自由でございましてけれども、常識から見ても若千の相違と言われるのかどうか、ひとつこの辺も伺つてみたいと思ひます。

○田中説明員 長官が若干の相違と申したのは、どの点について若干の相違と申されたか、私はつまびらかではございせんが、おそらくこの夏ごろわれわれが本年度、昭和四十年の経済成長率を算定いたしました、望ましい姿というものを考えましたときには四%から五%というところに持つていきたいということをやつておりましたのが、最近では二・三%ということにならざるを得ないということをやつたのではないかと思ひます。

○竹本委員 これはむしろ長官に直接また予算委員会等で議論の場合があらうと思ひますのでこの辺でやめますが、しかし、少なくとも結論的に若干の見当違いなんというもののじゃないのです。何倍と違つておるのですから、物価にいたしまして。いまお話のありますように四倍にもなるということになるれば、大體な見当違いであります。そこでわれわれの立場から言へば、投資協議会をつくるとか、あるいはその他経済企画庁がやっておられる経済計画とかいふものは全く計画になつていない。この計画を効果的に裏づけていく機構も法的な措置も何もかも考えられていない。ただ行政指導上のわずかな努力に期待をしておるだけで、客観的に見れば、これは計算にすぎない。計画という以上は、計画をして計画たらしめるような実効を確保する法的な措置あるいは機構的な整備、いろいろな問題が要るわけでありますが、これは別の機会に論じてまいりたいと思ひます。

そこで、次の点に入りますが、こういう見通しは常に狂つておる。来年度の経済の見通し七〇もまた狂うであろう、若干狂うであろう。そうした場合に、今度は大蔵省のほうに伺いたいのでありますが、この四十年の財政特例法についてはこれを四十年に限りということになつておるが、一体限り得るのであるか。四十年以後四十二年、四十二年についてこうした赤字公債を出す心配、可能性が絶対にないと言ひ切れるのであるかどうか。その辺を伺いたいと思ひます。

○中尾政府委員 特例法をお願いしておるわけでありまして、こういう事態は前例もございせんし、まことに異例、特別な事態であると存じます。しかし、そのよつて来たるところは今後の分析によりましてだんだんと明らかになつてくると思ひますが、しかし、すべて過去の経験はこれを貴重な経験といひまして、いわゆる高度成長政策からこれを安定成長に持つていく、これが今回の新しい考え方です。それに即応いたしました財政のあり方、よつて、いまお話のございました公債の問題もそれからくるわけでございます。しかしながら、これはあくまで前向きな安定成長路線に従ひました財政政策によるところのものでございまして、いま御指摘のございましたような事態にかんがみまして、今後そういうことが絶対にないようというのが、私どもの考え方でございます。

○竹本委員 私はこれはまた大臣がお見えになつたときに十分に論議したいと思つたのでございすけれども、いまの政府の経済計画並びにその実績等から見れば、おそらく赤字公債というものは、これが始まりであつて四十一年度にもまた思わないう税収の落ち込みがあつて、また赤字公債といったようなことになりはしないかというところはほんとうに真剣に心配をするものであります。ぜひいまお話しがありましたように、これが最初にして最後、絶対にもう一度特例法をつくつて赤字公債ということのないように、嚴重これは政府に考えてもらわなければならぬと思つたのであります。

そこで、次の財政法第四条の問題について、特に法制局に伺いたいと思ひます。法制局のお考えでは、現在の財政法第四条の規定にもかかわらず、こういう特例法を出すということが可能であるというお考えであるかどうか、専門的な、法律的な見解を承りたいと思ひます。

○荒井政府委員 ただいまの竹本委員の御質問で、この特別措置法というものが財政法の規定にかかわらず制定することができるといふこととございまして、その第二条第一項の面で見ますと、政府は財政法第四條第一項の規定にかかわらず、一定の税収の減収を補うために、同年度の予算をもつて、国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができるといふことを規定しておりました。而法律の矛盾抵触というものを避けるという形をとつておるわけでございます。すなわち、それは御承知のように、財政法第四條第一項の規定にかかわらずといふことで、これが財政法に對する一つの特例法である、一つの見方では後法であるといふことでございまして、法律相互間におきましては一般法と特別法、前法と後法といふような関係がございまして、財政法は財政処理についての基本を定める法律でございすけれども、それに對して一切の特例といふものが許されないといいわけではございせん。財政法自体の中でも、第四十五條におきまして「各特別会計において必要がある場合には、この法律の規定と異なる定めをなすことができる」といふことが書いてあります。それから先例といひまして、財政法第三條の特例に関する法律といふものが制定されておりました。それから、かつて財政法第四十二條の特例に関する法律といふものもございす。それから本年春国会で審議され成立いたしました、法律第四十六號として公布された財政法の改正法に對して、財政法第六條の剰余金の二分の一の公債償還財源繰り入れという点につきまして、三十八年度分、三十九年度分という二年度に限りまして、その二分の一とあるのを五分の一と

いうふうに変更するといふ特例を定めております。このように、一般法に對して特例法がその例外を規定する、あるいは前法、後法といふような関係によつて、前法の規定をさらに後法という新しい国会の意思といふものによつて乗り越えてきめるといふ例は、これは法律一般の制度の問題といひまして可能問題であるといふこととございす。

○竹本委員 いまの御答弁でまだ納得しかねるのですけれども、私のほうから伺ひますが、第四條の規定にもかかわらず特例を設けるといふことが、法は予定しておるし、可能である。それでは、第四條は何のために役に立つかといふ問題について伺ひたい。

○荒井政府委員 それは結局唯一の立法機關としての国会の御判断にかかわるものでございまして、それは政策決定の問題である。それが法制的に可能であるかどうかといふ点につきましては、法制局は先ほど申し上げましたような御回答をいたしておるわけでございます。この点につきましては、なお若干補足して申し上げるならば、財政法第四條第一項は、少なくとも次の二つのことを規定してゐるわけでございます。すなわち、不特定財源といふものに充てる公債、借入れ金は不可であるといふのがその第一でありまして、次に特定財源に充てるものであつても、それは公共事業費、出資金及び貸し付け金の財源に充てる場合であつて、なおかつ国会の議決を経たものでなければならぬといふことを規定しておる、これが第二でございます。今回の特例法による公債は、異常な税収減といふものが見込まれることに伴ひまして、その減収を補うことを目的とし、その充ての對象たるものは不特定財源になるというものでございすので、財政法第四條の公債に該當しないといふことで、先ほど申し上げましたような法律の一般原理に基づきまして、特例法としてこの案を提案をしたといふこととございまして、あとそれを成立させるかさせないかといふことは、国会の立法者としての政策的な御判断であらうと思

います。

○竹本委員 責任を国会の政策判断に転嫁されるような議論では困るのであります。法律論を聞いてゐるのです。財政法の第四條といふもので、いまお話しのように、不特定なものに對して赤字公債を出すといふことは許さないという原則を確立しておる。この確立したものに例外ができるならば、それでは一体赤字公債は出せないといふ第四條は完全に死んでしまふのではないか、この点についての實質的な内容を持った御答弁を願ひたいと思ふのです。

次に、同時に財政法は、第四條について言うならば、たとえばこれが改正される——今度のこの法律が通るか通らないか、だいたひ疑問があるようですが、この法律が今月末に通つてさういふふうに変更になつたといふことにはいたしません。その場合を前提にして考へてみた場合に、この財政法の規定によつて、ことしの四月から十二月までの財政の運営は財政法第四條の規定の拘束を受けるものであるかどうかを伺ひたい。

○荒井政府委員 財政法第四條は、財政法一條に言つておりますように、国の予算その他財政の基本を定めた規定であるといふ点はおっしゃるとおりでございます。こゝういふ大原則という規定がそう輕々に變更される、改正されるというふうなことは、財政法の制定された趣旨からいつて、そう簡単に見のがすことのできないものであるといふふうには存じますが、また、經濟なり財政といふものは、生きたものである、それに対してはかゝる手段があり得るかといふことで、たとえば今回のような二千五百九十億圓というやうな税収減の事態がありまして、それに対処する方法として、では歳出をそれだけ減少するか、あるいはそれを補正要因として、追加の財政需要があるものを含めまして、その財政需要を切るか、一方で増税をするなり、その他の一般歳入といふものの増徴をはかるか、そのいづれか方法がないわけでございますけれども、その場合に、歳出を切るというところが、また國民經濟——先ほど竹本先

生おつしやいましたような、財政の経済に対する指導性という点からいって、非常にショックを与えるというものでありまして、それだけの税収の増加をはかるということが、またこれが現在落ち込んで国民経済というものの対して与える影響というものからいってどうかということからいいますと、やむを得ないということで、財政法第四条そのものを改正したわけではございまして、四十年度に限ってのやむを得ざる特例として政府としては提案を申し上げた、こういうことであらうと思います。

○竹本委員 いまお話を点が問題なんで、どうも答弁になりません。特に私のはうで具体的に伺ったのは、私はこう思うのです。財政法第四条の拘束のもとに、赤字公債を出してはならぬぞ、赤字公債は許さぬぞというたてまえのもとに今年の四月から今日までの財政運営は行なわれるべきであり、実施されてきたのではないかと。ところが、それにもかかわらず、それが赤字財政を必然ならしめるように持ってきて、今日はそのしりぬぐいの問題が出てきているわけですね。そうすると、赤字財政は許さないという第四条の拘束のもとに立ちながら、政府の財政運営は赤字財政を準備してきたことになるではないか、その点はどうか。

○荒井政府委員 その点は国会がこのような財政法第四条に対する特例を制定されるということを前提として、政府はなし得る限りの措置をしてきたということでございます。いままでとりまいたことが、たとえば国会の議決を経ました一時借入れ金なり、大蔵省証券の発行限度をもぐってそういうものを発行するとか、あるいは税収の不足を埋めるために公債まがいものを出してお茶を濁しているというようなことは一切ございせん、これは国会の議決を経ました予算及びその法律の誠実なる執行としていただいまままでやってまわっているということでございます。別にこの第四条の規定をじゅうりんするようなことは一切政府としていたしておらないというふうに思っています。

○竹本委員 四月から十二月までの財政の運営の中で、私が言うのは、赤字財政を必然ならしめてきておる。必然であったから赤字財政が出たのでしよう。赤字公債を出さなければならぬような条件になってきた。したがって、第四条をじゅうりんとしなから運営してきたのだということになりませんか。それから、いまこれではの特例法をつくっても、これからあとについては赤字財政も許されるし、四十年度に限っては許すということになる。しかし、さかのぼって四月から十二月までの運営についてまでそれでいいのか。たとえば例を申し上げます。ちょっと例が悪いので恐縮でございますけれども、選挙違反をやった。選挙違反をやっておいて、その人たちがこの選挙違反は選挙違反でないという特例法をつくったらどうなりませんか。どろぼうをして、ものをとっておいて、それから刑法を改正するのとどこが違うかという点がよくわからぬのです。

○荒井政府委員 ただいま先生が例にあげられたものは、その実行しました時点において違法行為であるということでございます。ところが、ただいま四十年度予算の執行として政府がやっておりますことは、そのやっている時点におきまして違反行為であるというものに該当はしておらないわけでございます。ものをとるといふことは、刑法に該当するということでは違法行為でございますけれども、そういうようなたとえになぞらえるようなことには該当しないということでございます。

○竹本委員 そうすると、四月から十一月まで、あるいは経済の全体の収入というものは、二千五百九十億円というものが本年度経済全体の動きの中からそれだけの税収の落ち込みがあるのだから、こし全体の動きについては第四条との関係はどうなるのですか。

○荒井政府委員 財政法から言いますと、その年度の歳入というものはその年度の歳入をもって充てなければならぬということでございます。その「歳入」とは、一会計年度における一切の収入

をいい、歳入とは、一会計年度における一切の支出をいう。ということでございます。この四月から十一月までの予算の執行というものは、昭和四十年度予算の会計年度という枠内におきましてその間の一切の収入をもって一切の支出をまかなってきているということでございます。その中に特に現行の特定の法規に違反するといったようなことは、法律論として申し上げるべきではないということでございます。

（金子（一）委員長代理退席、委員長着席）
○竹本委員 私は毎月の個別のことを言っているのじゃないのです。しかし、全体的な流れとして、当面の歳入をもって当面の経費をまかなっていくというのが原則である。その原則によつて運営されていなければ、計算してみたら二千五百九十億円の不足が出るのです。二千五百九十億円が出た日に不足は出て、四月からの経済運営、財政運営全体の中で出てきているのです。でありますから、二千五百九十億円が出たときにその赤字がこれだけ一ぺんに出たというふうな解釈ならばいいのだけれども、そうじゃなく、二千五百九十億円は四月からの経済の運営、財政の運営の中から出てきた欠陥である。この点について、財政法第四条の拘束があるにもかかわらず、それをやらなかったのだから、その運営自身がもう財政法の違反になっているではないかというところを言っているのです。もしまたいまの法制局のお話のような議論が成り立つとするならば、赤字財政は原則として認めぬ、四十年度だけじゃありません。一般の財政法の基本、たてまえとして赤字公債による運営は認めないということを書き加えておいても、三月三十一日になって二千億、三千億の赤字を出して、それを特例法で認めれば、それまでの運営は全部みな無罪放免ということになる。そういうことが一々許されるかどうかということでありまして。

○荒井政府委員 財政法の執行なり予算の運営の問題としてはやる方法はいろいろあるわけございまして、こういう方法で措置をするということ

ともありますし、将来歳入をいよいよ歳入の足りない分に対しては切るといふ財政の運営もできまうし、それから可能であるとすれば、今後行なうような建設事業に対して建設公債を出すということも財政法はやっぱり認めておるわけでありまして、いままでやってきた運営が、財政法の精神なりその規定に抵触するということはないのではないかと。いうふうにまず第一に考えます。

それから、年度末の「三月三十一日」になって公債を発行いたしました、それが赤字公債で一切のしりぬぐいをするればそれで一切終わるかと言われまうが、それは非常な歳入の落ち込みがあるというやうなときには、三月三十一日までそういう状態をつないでいくということは当然不可能でありまして、その財政法を忠実に執行するとなりまうれば、それまでにあらかじめ所要の措置が講ぜられるということが財政法の執行として当然のことであらうと思います。

○竹本委員 この点は重要な問題ですが、時間がもうまいりましたのでこの辺で打ち切ります。私はなお機会をあらためて法制局の御意見を伺いたいと思うのですけれども、念のため結論を申し上げますが、財政法というものは、第四条の精神は赤字公債は許さないということが根本原則でありますから、財政の運営は、当面の資金繰りは別です。しかし、実質的な赤字運営というものは許さないのです。でありますから、四月の財政も五月、六月、七月の財政運営も赤字公債を出さなければならぬような矛盾を持った内容で運営されるということとは、それ自身財政法違反なんです。ただ、それをあとで締めくくって二千億にするか三千億にするか、それを三月三十一日にするか十二月にするか一月にするか、そういうことは単なる行政の必要と便宜の問題であって、法の問題ではないと思っております。財政法というものは四月一日から十一月の末まで常に生きておる、常に拘束をしておる。その拘束の中で行なわれるべき財政の運営がそうならないからこれだけの赤字が出たのですから、これについては、私は財政法の根本

問題だと思いますが、あらためて論議をいたしたい。

さらに一つだけ伺いたのですが、財政法第四
条は、こういう二千五百九十億円の落ち込みのあ
る場合には、実行予算というものをむしろ必要と
考えておるのではないか、減額修正をするほうを
むしろ当然のことと考えておるのではないか。こ
ういうようなやり方というものは、ただに政治道
義の上からいって悪例であるだけではなくて、や
はり財政法の精神からいって、建設公債の出し方、
また予算の編成、実行予算の組み方といったよう
なものは一応議論がまたありますから別にいたし
まして、第四条の精神からいえば、実行予算を組
むことのほうがまだほんとうではないかと思いま
すが、その点についての法制局の専門的な御意見
も伺っておきたいと思えます。

○荒井政府委員 一番財政法の精神にのっとった
措置というものは、いま竹本先生のおっしゃいま
したような実行予算の問題ではなくて、これは財
政法二十九条の補正予算というのが一番筋が通っ
た方法である、その補正予算の中におきまして歳
出額の減少をする、ほかで歳入の増徴をはかるこ
うのような方法をとってバランスをとらせるとい
うのが最も筋の通ったやり方でございます。当
初国会の議決を経ました予算はそのままにしてお
いたままで、非常に巨額な落ち込みのあるままの
実行予算を組むということは、財政法の精神から
いっていかでかであらうかと思えます。

○竹本委員 いま私が言ったのも法制局の御答弁
のような内容で言っているつもりなんですけれど
も、たとえば補正予算という形においてそれだけ
の落ち込みを前提として減額したものを組み直し
て出すのだ、それを実行予算と簡単に呼んだので
すけれども、そのほうが当然なざるべき努力では
ないか。したがって私は、やはりそういう補正予
算なり、私の言う実行予算を組むべきであって、
今度のような特例法に訴えるというよりはイージ
ーゴーイングであるだけでなくて、法の精神から
いって非常に問題が多いというふうに思えます

が、あらためて伺いたいと思えます。

なお、時間がまいりましたのであとの質問は留
保することにしたと思うのでございますが、一度あらためて建設公債でいう公共事業とい
うことの観念について、定義についてはっきり伺
いたいと思えます。

それから大蔵省のほうに、これは資料の要求で
ありますが、公債を六千億円、七千億円、一兆円
と景気のよい話が出ておりますが、かりに来年六
千億円出されるにしても七千億円出されるにして
も、それを可能ならしめる資金の動きについての
分析を数字的に一度お示しを願いたいと思うので
す。それぞれの預金が幾らふえるのか、それぞれ
の起債、あるいは民間設備投資、あるいは政府保
証債、そういうものがどういうふうになるから六
千億円あるいは七千億円の公債の発行が可能であ
るかということについてのやや科学的なデータを
ほしいと思うのです。これはあらためてまたお願
いをいたしたいと思えます。

一応この辺で質問を終わりたいと思えます。

○吉田委員長 参考人出席要求に関する件につい
てはおかりいたします。

昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関
する法律案について、来たる二十四日参考人の出
席を求め、意見を聴取することとし、その人選等
につきましては、委員長に御一任願いたいと存じ
ますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

次会は、明二十三日午前十時より理事会、十時
三十分より委員会を開会することとし、本日は、
これにて散会いたします。

午後五時一分散会

